

閲覧用

令和 8 年 3 月定例会

(3 月 2 日招集)

和水町議会会議録

令和 8 年 3 月和水町議会定例会目次

○ 3 月 2 日（第 1 日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 諸般の報告	3
日程第 4 行政報告	4
日程第 5 議案第 11 号 和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について	8
日程第 6 議案第 12 号 和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定 について	10
日程第 7 議案第 13 号 和水町税条例の一部改正について	11
日程第 8 議案第 14 号 和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について	12
日程第 9 議案第 15 号 和水町火入れに関する条例の一部改正について	13
日程第 10 議案第 16 号 和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正 について	13
日程第 11 議案第 17 号 令和 7 年度和水町一般会計補正予算（第 10 号）	14
日程第 12 議案第 18 号 令和 7 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 5 号）	17
日程第 13 議案第 19 号 令和 7 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 4 号）	19
日程第 14 議案第 20 号 令和 7 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）	20
日程第 15 議案第 21 号 令和 7 年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 3 号）	21
日程第 16 議案第 22 号 令和 7 年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）	22
日程第 17 議案第 23 号 令和 7 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 5 号）	24
日程第 18 議案第 24 号 令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 3 号）	26
日程第 19 議案第 25 号 令和 8 年度和水町一般会計予算	28
日程第 20 議案第 26 号 令和 8 年度和水町国民健康保険事業会計予算	32
日程第 21 議案第 27 号 令和 8 年度和水町介護保険事業会計予算	33
日程第 22 議案第 28 号 令和 8 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算	35
日程第 23 議案第 29 号 令和 8 年度和水町春富財産区特別会計予算	37
日程第 24 議案第 30 号 令和 8 年度和水町後期高齢者医療事業会計予算	37

日程第25	議案第31号	令和8年度和水町簡易水道事業会計予算……………	39
日程第26	議案第32号	令和8年度和水町下水道事業会計予算……………	40
日程第27	議案第33号	令和8年度和水町病院事業会計予算……………	42
日程第28	議案第34号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増 加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について……………	45
日程第29	議案第35号	財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）……………	45
日程第30	議案第36号	和水町過疎地域持続的発展計画の策定について……………	46
日程第31	議案第37号	工事請負変更契約の締結について……………	47
日程第32	陳情等の委員会付託等について……………		48
日程第33	一般質問（1人）		
	4番 荒木宏太議員……………		49
散会……………			64

○3月6日（第2日）

出席議員……………			65
欠席議員……………			65
職務のため出席した事務局職員……………			65
説明のため出席した者の職氏名……………			65
開議……………			66
日程第1	議案第11号	和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について……………	67
日程第2	議案第12号	和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定 について……………	67
日程第3	議案第13号	和水町税条例の一部改正について……………	68
日程第4	議案第14号	和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について……………	68
日程第5	議案第15号	和水町火入れに関する条例の一部改正について……………	68
日程第6	議案第16号	和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正 について……………	69
日程第7	議案第17号	令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）……………	69
日程第8	議案第18号	令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）……………	70
日程第9	議案第19号	令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）……………	70
日程第10	議案第20号	令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4 号）……………	71
日程第11	議案第21号	令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）……………	71
日程第12	議案第22号	令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）……………	72
日程第13	議案第23号	令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）……………	72

日程第14	議案第24号	令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）……………73
日程第15		令和8年度当初予算審査報告について……………73
日程第16	議案第25号	令和8年度和水町一般会計予算……………78
日程第17	議案第26号	令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算……………81
日程第18	議案第27号	令和8年度和水町介護保険事業会計予算……………81
日程第19	議案第28号	令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算……………82
日程第20	議案第29号	令和8年度和水町春富財産区特別会計予算……………82
日程第21	議案第30号	令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算……………83
日程第22	議案第31号	令和8年度和水町簡易水道事業会計予算……………83
日程第23	議案第32号	令和8年度和水町下水道事業会計予算……………84
日程第24	議案第33号	令和8年度和水町病院事業会計予算……………84
日程第25	議案第34号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増 加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について……85
日程第26	議案第35号	財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）……………85
日程第27	議案第36号	和水町過疎地域持続的発展計画の策定について……………86
日程第28	議案第37号	工事請負変更契約の締結について……………87
日程第29	同意第1号	教育委員会委員の任命について……………87
日程第30	発委第1号	和水町議会委員会条例の一部改正について……………88
日程第31		地域公共交通検討特別委員会結果報告について……………89
日程第32		閉会中の継続調査について……………91
閉会		……………92

3 月 2 日 (月曜日)

令和8年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和8年3月2日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和8年3月2日午前10時00分招集

2. 令和8年3月2日午前10時00分開会

3. 令和8年3月2日午後3時39分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	11番 坂本敏彦
12番 高木洋一郎		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

10番 笹 渕 賢 吾

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有 働 和 明	書 記	倉 掛 裕 美
-------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	地域振興課長	鍋 島 忠 隆
建 設 課 長	牧 野 秀 彦	税 務 課 長	中 嶋 啓 晴
住民環境課長	上 原 克 彦	デジタル行政推進課長	大 山 和 説
保健子ども課長	永 田 雅 裕	福 祉 課 長	新 木 隆
農林振興課長	益 永 浩 仁	農業委員会局長	中 山 寛 久
学校教育課長	中 原 寿 郎	社会教育課長	樋 口 恭 子
特養施設長	前 渕 康 彦	病院事務部長	石 原 康 司
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4	行政報告及び施政方針
日程第5	議案第11号 和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
日程第6	議案第12号 和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について
日程第7	議案第13号 和水町税条例の一部改正について
日程第8	議案第14号 和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第15号 和水町火入れに関する条例の一部改正について
日程第10	議案第16号 和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について
日程第11	議案第17号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）
日程第12	議案第18号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）
日程第13	議案第19号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第20号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第21号 令和7年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第22号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第23号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第24号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第25号 令和8年度和水町一般会計予算
日程第20	議案第26号 令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第21	議案第27号 令和8年度和水町介護保険事業会計予算
日程第22	議案第28号 令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第23	議案第29号 令和8年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第24	議案第30号 令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第25	議案第31号 令和8年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第26	議案第32号 令和8年度和水町下水道事業会計予算
日程第27	議案第33号 令和8年度和水町病院事業会計予算
日程第28	議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
日程第29	議案第35号 財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）
日程第30	議案第36号 和水町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第31	議案第37号 工事請負変更契約の締結について
日程第32	陳情等の委員会付託等について
日程第33	一般質問（1人）
	4番 荒木宏太議員

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和8年第1回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、笹渕議員におかれては、欠席届が提出されています。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 木原泰代議員、4番 荒木宏太議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月6日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月6日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

12月定例会以降の主な活動等について報告します。

1月14日、15日の両日にかけて、主要地方道玉名八女線の矢部谷トンネル整備について、町長とともに福岡県庁、そして熊本県庁を訪問し要望を行いました。

また2月21日の玉名八女線道路整備促進期成会では、八女市と開催された交流会に参加をし、矢部谷トンネルの早期整備に向けて協力して進めることを確認をいたしたところです。

その他の行事については、別紙にて配付のとおりです。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、お手元に配付のとおりです。

なお、本定例会に上程された諸議案は、条例6件、補正予算8件、当初予算9件、その他4件、人事1件の計28件であります。

議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、説明者の出席を

要請しています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。令和8年第1回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

それでは、定例議会に当たり令和8年度の施政方針を御説明いたします。

昨日、本町は町制施行20周年という大きな節目を迎えました。合併の日に当たるその日に記念式典を開催しましたところ、議員の皆様、町民の皆様に御臨席を賜り、心より御礼を申し上げます。

20年前、それぞれの歴史と文化を持つ菊水町と三加和町の2つの町が一つとなり、和水町として歩み始めました。以来、今日まで着実に発展を重ねてこられましたのは、町民の皆様の御理解と御協力、そして地域を支え続けてこられた諸先輩方のたゆまぬ尽力のたまものでございます。ここに深く感謝と敬意を表します。

本町は、現在、人口減少や少子高齢化の進行、地域社会の担い手不足、社会保障費の増加、さらには公共施設の老朽化への対応など、将来を見据えた重要な課題に直面しております。

そのような中、町民の皆様が安心して暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを推進することこそ、行政に課せられた重大な責務であると認識しております。限られた財源を最大限に有効活用し、真に必要な施策を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った行財政運営を堅持し、次の世代に責任ある町政運営を行っていかねばなりません。20周年という節目に当たり、改めてその責任の重さを胸に刻み、身の引き締まる思いでございます。

令和8年度当初予算は、町長選挙及び町議会選挙を控え、新たな調整運営の方向性が定まる前の時期であることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費、並びに継続的に実施している事業を中心とした骨格予算として編成いたしました。

新たな政策的経費につきましては、両選挙後の町政運営の方向性を踏まえ、必要に応じて補正予算において対応してまいります。

近年は町税収入の大きな伸びが期待しにくい状況が続く一方、国の令和8年度地方財政対策において、地方交付税総額が前年度を上回る水準で確保されており、本町の財政運営にとって一定の支えとなる見通しです。

しかしながら、社会保障費の増加や物価高の影響など、引き続き、歳出面での厳しさは増すこ

とが見込まれます。

歳入歳出両面の動向を的確に見極めながら財政規律を保持しつつ、将来にわたり持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

そのような中、全国から温かい御支援をいただいているふるさと応援寄附金の予算額は、過去最高の約20億円を見込んでおります。これも、これまでのプロモーション活動の実施や返礼品の開拓に熱心に取り組んでいただいた関係者の皆様の熱意が実を結んだものであると心から感謝しております。

今後は、全国の皆様からいただいた御支援を町の発展のために実効性のある政策に活用しながら、人口減少という難局を乗り越え、和水町の未来を力強く切り開いてまいります。

今回、御提案申し上げます一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算でございますが、歳出全般にわたり細部まで検討を行い、必要性、費用対効果を検証し、効率化やコストの削減を基本に歳出の抑制に努め、予算の調製を行いました。

令和8年度一般会計当初予算は、総額97億5,400万円となり、前年度に比べて8,800万円、0.9%の減となります。

また、5つの特別会計の合計は53億5,700万円となり、きくすい荘の建て替え事業の影響もあり、前年度比6億4,500万円、13.7%の増となります。

企業会計の合計は19億1,000万円となり、前年度比1億4,300万円の増、8.1%の増となります。それでは、令和8年度の骨格予算の主な施策について御説明いたします。

1つ目に、福祉、子育て、医療、防災について、御説明いたします。

令和8年1月末現在、本町の人口は8,847人、高齢化率は43.9%となり、県内でも特に高い状況にあります。介護予防事業等を積極的に展開し、歳を重ねられてもこの住み慣れたこの地で元気に生き生きと生活を送っていただけるよう努めてまいります。

また、介護保険サービス以外の町独自の各種施策として、高齢者補聴器購入費用助成事業や在宅要介護高齢者おむつ等費用補助金事業など、高齢者の地域での生活を支える支援を重層的に展開してまいります。

特別養護老人ホームきくすい荘の建て替え事業につきましては、前年度からの継続事業として本予算に計上しております。令和8年秋に新施設が竣工する運びとなり、12月4日からは社会福祉法人ゆうき会様を指定管理者として公設民営による運営へ移行する予定でございます。

開設から半世紀を超える長い歴史と地域福祉の拠点としての責任をしっかりと引き継ぎながら、民間事業者の専門性と経験を最大限に生かし、利用者の皆様が安心して暮らせる施設運営の確保に努めてまいります。

また、子育て支援、児童福祉の推進として令和6年度に策定の和水町こども計画を基に、子育て支援や子供の貧困対策など、あらゆる子ども施策をこども家庭センターが中心となり包括的に推進いたします。

また、医療福祉の充実として、健康は全ての町民の皆様が安心して暮らし続けるための基盤であり、特に生活習慣病の予防や早期発見は、健康寿命の延伸につながるだけでなく、医療費の抑

制にも寄与します。そのため、本町ではさらなる特定健診の受診率向上を図り、町民の皆様が自身の健康状態をより身近に把握し、適切な健康管理ができる環境づくりを進めてまいります。

次に、防災の取組として、地域防災活動等のリーダーの育成を促進し、地域における防災力の向上を図るため、令和7年度において和木町防災士育成事業補助金により防災士の育成を図ってまいりました。今後は、防災士となられた方々、また防災士資格を取得した行政区担当職員が、知識を生かしながら各行政区の地域防災計画等の策定を支援することで、自主防災活動の活性化につなげてまいります。

2つ目に、移住定住の推進について御説明いたします。

本町では、若者世代の移住定住を促進するため、令和5年4月から子育て応援プランとして出生祝い金の拡充、入学時祝い金の創設、保育所の副食費、小中学校の給食費の無償化などにより、一人一人に寄り添い、切れ目のない子育て支援を開始しました。

さらには、令和7年度からは新たな人口減少対策事業として、0から2歳児の保育料の無償化を行う保育料無償化事業、また在宅にて0から2歳児の育児を行っている家庭に対して月額1万円を支給する家庭保育応援事業を開始しました。

引き続き、出産後に経済的な不安を抱えることなく安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。

また、本町では空き家の増加が大きな課題となっており、移住定住支援センターを起点とした空き家バンク事業やお試し暮らし事業を継続し、移住定住者の増加につなげてまいります。

3つ目に、産業振興について御説明いたします。

町では、主要産業である農林水産業においては、主要作物である米、ナス、ミカン等を中心に、生産量を上げる取組や、安定して生産できるための基盤整備や設備の導入、販路拡大の推進等が求められます。

和木町の農業を維持していくためにも、稼げる農林畜産業の実現を目指し、地域産品を使用した新商品の開発や販路拡大等の地域産品ブランディング事業についても、引き続き重点的に実施し、付加価値の高い農作物生産と環境に配慮した農業経営の確立を目指してまいります。

また、有害鳥獣への対策については、農林産物等への被害防止のため、箱なわや電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備など、実施主体である和木町有害鳥獣捕獲対策協議会での事業推進を図ります。

商工業の振興においても、新たな働く場の創出と多様な就業環境の整備に向けて、令和7年度に春富コミュニティセンターの2階の一部をコワーキングスペースやオフィスとして整備しました。

令和8年度においては、この新たな施設を地域イノベーションの拠点として、国庫補助金を活用しつつ、新たに人材発掘、ビジネス創出事業、そして販売力向上支援業務にも取り組みます。

地域に眠る人材や地域産品のポテンシャルを掘り起こし、外部の知見やネットワークと結びつけることで、本町ならではのビジネスモデルの構築と販路の拡大を図ってまいります。

4つ目に、教育環境の充実について御説明いたします。

本町は金栗四三氏をはじめとする著名なアスリートを多数輩出しており、このような日本や世界で活躍する人材を育成するためには、充実した教育環境づくりが必要となります。

学校教育の充実として、小中学校における英語教育の支援体制を引き続き強化するとともに、小学校体育授業の専門的な支援など個々の子供たちのニーズに応じた教育環境の整備を進めてまいります。

学校給食については、引き続き学校給食費補助金を計上し、食材費高騰の中にあっても保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、令和8年度においても、人材育成の観点から町の中学生在が国際感覚やコミュニケーション能力を磨くことを目的とした中学生海外短期派遣事業を実施します。令和6年に国際交流促進覚書書を締結した台湾の九如郷へ中学生を派遣し、現地視察を通して教育環境、文化、生活習慣を実際に体験して国際的視野を広げるとともに、現地の生徒との交流事業を引き続き実施いたします。

歴史文化の継承として和水町名誉町民である金栗四三氏の偉大な功績を広く検証し、未来を切り開く精神を後世に受け継いでいくため、令和7年4月に金栗四三氏の銅像を生家前に建立しました。金栗四三氏の検証と併せ、生家活用のさらなる磨き上げと観光客の集客向上を図ります。

5つ目に、生活環境の整備について御説明いたします。

住みやすい環境整備のためには、道路や河川の整備をはじめ、上下水道等のインフラ整備、維持管理を計画的に行うことが求められます。

また、公共交通の維持や地域の魅力づくり、活性化のための自然環境の保全など、良好な環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

簡易水道の給水が困難な地域において、令和7年度に新設した家庭用井戸等施設整備補助金を継続することにより、井戸の新設または改修を行う世帯に対して事業費の一部を助成します。

また、橋梁の維持管理として、菊水ロマン館裏に架かる若園橋は、木造で架橋後28年が経過し、老朽化による普及が進行しており早急な対策が求められています。令和7年度に解体撤去、架け替えのための設計委託を実施しており、令和8年度に解体工事を実施いたします。

菊水ロマン館と江田船山古墳の価値を最大化するインフラとして、令和10年度の架け替えを目指します。そのほかに道路網の充実、維持として町道整備や河川の維持管理に取り組みます。

町民の皆様の安心安全を第一に、優先度、緊急性、必要性などを勘案し、より効果的、効率的な整備に取り組みます。

さらに町では、デジタル技術を活用したDXの推進に取り組んでいます。その一環として、令和6年度にはなごみアプリの運用を開始し、令和8年度において子ども医療費受給者証のデジタル化、公共施設予約機能と連動したスマートロック機能、スマート避難所チェックイン機能を追加しました。

このようにデジタル技術を活用することで、町民の皆様の利便性を高めるとともに、職員の業務効率化を図り、より質の高い行政サービスを提供します。

また、マイナンバーカードの普及促進に向け、夜間・日曜開庁や出張受付を継続し、町民の皆

様が利用しやすい交付環境の整備に努めてまいります。

公共交通の充実としまして、引き続き、和水町お出かけ交通「あいのりくん」の利用者増加、そして路線バスの利用啓発や自主的な運転免許証の返納後の移動手段として「あいのりくん」の利用促進をするため、運転免許証自主返納支援補助事業にも引き続き取り組んでまいります。

6つ目に、行政運営について御説明いたします。

本町は、人口減少という大きな課題に直面しています。このような時代において、行政が果たすべき役割は一層重要となり、従来の手法にとらわれず、地域の皆様と共に知恵を出し合いながら、柔軟かつ実効性のある政策を立案、実行していくことが求められています。

そのためには、役場職員一人一人が地域の声に耳を傾け、課題を的確に捉え、実践的な解決策を導き出す力を高めることが不可欠です。

行政区担当職員制度のさらなる充実強化を図り、行政区と町とのさらなる信頼関係の構築、地域に根差した職員の育成に取り組み、地域の皆様と共に考え、共に行動する仕組みを構築してまいります。

令和8年度の骨格予算の主な内容は以上となります。

以上、令和8年度に臨む町政運営の基本的な考え方及び当初予算の概要について、申し上げます。

なお、12月定例会以降の行政報告については、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

議員の皆様、並びに町民の皆様におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針及び行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、行政報告及び施政方針を終わります。

日程第5 議案第11号 和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、議案第11号「和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第11号「和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の最終ページ、12ページを御覧ください。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、この条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

この法律の改正の背景といたしましては、社会経済情勢の変化への対応といたしまして、宿泊料金や交通費の価格構造の変化など、従来の定額計算や区分が実態に合わない状況を改善するため、地方公共団体においてもこれまで国の制度に準拠して旅費制度を運用してきた経緯を踏まえ、現行の本条例を全部改正するものになります。

この条例は、第1条の趣旨から始まり第26条の委任までとなります。

また、附則の中では第1条の施行期日から第7条までの構成となっております。

それでは、今回の全部改正のポイントを申し上げます。

議案書の4ページ、第6条を御覧ください。

ここでは旅費の種目を定めております。種目につきましては鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費となります。

これが旅費を計算するに当たり基本となる種目となります。

次に、5ページ、第9条を御覧ください。

ここでは鉄道賃支給の条文でございますが、従来、特急や急行料金の加算については距離制限がございましたが、距離の制限を撤廃した条文となっております。

次に、第10条を御覧ください。

ここでは船賃の定めとなります。船賃の支給につきましては、その運賃に等級別で区分がある場合、最下級の運賃を支給することになります。

次に、6ページを御覧ください。

第12条の2の車賃になります。

ここでは、従来の1キロ当たり37円の定額支給を基本としながら、町内や片道15キロ以下の車賃につきましては一律1,000円とする定めになります。

次に、第13条の宿泊費を御覧ください。

従来の条例で定める甲乙地方の区分による1夜の宿泊料の定額支給を国家公務員等の宿泊費基準額に合わせて上限付実費支給に改正いたします。

次に、第14条の包括宿泊費の新設になります。

旅費の支給の構成といたしましては、交通費と宿泊費が主たるものになりますが、近年におきましては交通費と宿泊費がセットになったパック料金が主流でございます。そのパック料金の実費支給を可能とするための条文となります。

次に、第15条、宿泊手当の支給となります。

宿泊を伴う旅行の際、従来の日当の規定を見直し、宿泊手当として支給いたします。支給額は、1夜につき2,400円でございますが、宿泊費に朝食や夕食費用が含まれている場合は減額されることになります。

またこの条例の全部改正により、関連する5つの条例について、9ページ以降の附則の中で改正しております。

以上で、議案第11号「和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第12号 和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 6、議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」

和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出、 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由について説明いたします。

5 ページを御覧ください。

情報通信技術等を活用した多様な働き方の推進、地方への新たな人の流れの創出、活力ある地域経済社会の形成、多様な人材の活躍及び地域活力の向上を図ることを目的とした和水町複合型ワークスペースを設置するためにこの条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

本条例案の主要な構成について御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条では、提案理由でも説明しましたとおり、設置の目的について定めております。

第 2 条では、名称を「和水町複合型ワークスペース」とし、春富コミュニティセンター 2 階部分の和水町和仁781番地に設置いたします。

第 3 条では、施設構成を定めています。進出企業の事業展開の拠点として貸出しを行うレンタルオフィス、協働の作業エリアとして貸出しを行うコワーキングスペース、多様な使い方ができる場として貸出しを行う交流スペース、会議や打合せ用として貸出しを行うカンファレンスルームで構成いたします。

第 4 条から第 7 条では、施設の秩序を維持し円滑な運営を図るため、管理並びに使用の許可及び許可の制限について定めております。

第 8 条から第13条では、近隣の民間施設の状況や受益者負担の原則を鑑みまして、多様なニーズに応じた使用料、そして使用料の減免や還付、取消しの要件等について定めております。

なお、具体的な使用料につきましては 4 ページ及び 5 ページの別表第 1 及び別表第 2 について定めております。

第14条から第20条では、民間のノウハウを最大限に活用し、きめ細やかな利用者支援や効果的なイベント運営を行うため、指定管理者制度を導入できる規定を設けております。

第21条では、規則への委任事項について定めております。

最後に、附則では本条例の施行日について定め、令和8年4月1日から施行することについて定めております。

以上で、議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第7 議案第13号 和水町税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第13号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） 議案第13号「和水町税条例の一部改正について」

和水町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

附則からいきます。

施行期日 1、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

経過措置 2、この条例による改正後の和水町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由といたしまして、身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡大するため、条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由です。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

右側改正前では、身体障害者が所有する軽自動車等が減免対象となっておりましたが、改正後は、生計を一にする者、常時介護する者の所有の軽自動車等も減免対象となりました。

改正後欄を御覧ください。

第90条第1項第1号

ア、身体障害者等が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの。

イ、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの。

ウ、身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が所有するものに改正されます。

以上で、議案13号「和水町税条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第 8 議案第14号 和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第 8、議案第14号「和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました議案第14号「和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の最後のページの下段を御覧ください。

乳児等通園支援事業の事業実施に当たり、事業者が市町村から給付費の支払いを受けるための運営に関する認定基準を国の定める基準に従い条例で定めなければならないことから、この条例を制定する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

この条例は、第 1 条の趣旨から第33条の電磁的記録等で構成されており、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を規定しております。

この条例案の概要でございますが、児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、本町でも本事業を実施するに当たり、12月議会定例会において和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を御承認いただいているところです。

本制度が 4 月から全国的に本格実施されることに伴い、国において新たに給付制度が創設されますが、施設等が給付費の支払いを受けるためには一定の運営基準を満たしているかどうか、町の確認を受けることが必要となります。

この基準等については、国が示す基準に従い町が条例で定めることとされておりますので、今回、議案として提出するものであります。

それでは 1 ページ目を御覧ください。

第 1 章、総則として、特定乳児等通園支援事業に関する趣旨、一般原則を第 1 条から第 2 条まで規定しております。

次に、2 ページ目を御覧ください。

第 2 章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準として、第 3 条において、利用定員に関すること、第 4 条から10ページの第32条までにおいて、運営に関し事業者が遵守すべき基準について項目ごと、具体的に規定しております。

次に、11ページ目を御覧ください。

第 3 章、雑則として、第33条において、電磁的記録等に係る全般的な事項を規定しております。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては、公布の日となります。

以上で、議案第14号「和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第15号 和水町火入れに関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第15号「和水町火入れに関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第15号「和水町火入れに関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由につきまして、議案書の下段を御覧ください。

林野火災の予防を目的として、森林等における火入れの中止等の条件等について所要の規定を整備する必要がある。

これが、この条例を提出する理由でございます。

次に、改正内容につきまして、説明いたします。

資料2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

右側が改正前で、左側が改正後となります。

改正前の第14条第1項中、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「場合、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは」に改め、また、「ときには」を「場合には」に改めます。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては、公布の日となります。

以上で、議案第15号「和水町火入れに関する条例の一部改正について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第16号 和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第16号「和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） ただいま議題となりました議案第16号「和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の下段を御覧ください。

和水町内の中学校屋内運動場に空調設備を設置したため、条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

続きまして、一部改正案について説明申し上げます。

議案書の中段を御覧ください。

改正点としましては、既存の別表の表中にあります中学校の欄に「空調設備使用料900円」を新たに定め、改正するものです。

以上で、議案第16号「和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第17号 令和7年度 和水町一般会計補正予算（第10号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第17号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第17号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）」の提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,476万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,702万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

歳出につきましては、年度末を迎え事業実績に伴う予算の減額が主なものとなっておりますが、詳細につきましては、主な増額補正を御説明いたします。

24ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、7節の報償費をふるさと応援寄附金謝礼として2,240万円、11節の役務費を返礼品の送料である通信運搬費として780万7,000円、ふるさと応援寄附金受付システム等手数料として960万円。

また25ページになりますが、12節の委託料では一括代行業務委託料といたしまして1,144万円、24節の積立金をふるさと応援寄附金積立金として2,856万円追加いたします。これは昨年の12月の議会定例会において、ふるさと納税の寄附額の伸びにより6億円を追加いたしましたが、さらに予想を上回る寄附がありましたので合計で8,000万円を追加させていただいております。

次に、28ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費、18節負担金、補助及び交付金を地域介護福祉空間整備等施設整備交付金として773万円追加いたします。これはグループホーム夢路の施設改修に伴い国からの交付金の決定がありましたので、支出するためのものになります。

同じく27節の繰出金を介護保険事業会計繰出金として370万1,000円追加いたします。これは現年度介護給付費が増加し、それに伴う町が負担する予算に不足を生じたための補正となります。

次に、32ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、14節の工事請負費を板楠地区排水施設整備工事として846万4,000円追加いたします。これは作業量や工事単価の増加により予算に不足を生じるため増額するものでございます。

次に、33ページを御覧ください。

同じく2項林業費、2目林業振興費、24節の積立金を森林環境譲与税基金積立金として274万7,000円追加いたします。これは森林整備の促進に関する施策に活用するための積立金となります。

次に、34ページを御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、14節の工事請負費を年間維持工事として1,800万円追加いたします。これは町道維持管理事業の年間維持工事において住民要望に応じた作業量の増加に伴い、工事費が不足するための追加となります。

次に、35ページを御覧ください。

9款1項消防費、5目災害対策費、17節の備品購入費を避難所開設用備品として653万6,000円と、災害用移動式トイレトレーラー購入として3,158万1,000円追加いたします。これは国の地域

未来交付金を活用し、避難所の環境整備を図るためプライバシーテント、簡易トイレテント、並びに移動が可能となるトイレトレーラーを購入するものになります。

この事業は令和８年度への繰越事業となります。

次に、36ページを御覧ください。

10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、14節工事請負費の三加和小学校屋内運動場ＬＥＤ照明改修工事を1,827万6,000円と37ページの同じく３項中学校費、１目学校管理費、14節工事請負費の三加和中学校屋内運動場ＬＥＤ照明改修工事を2,534万5,000円補正いたします。両校とも現在、使用している照明は水銀灯であります。灯国の方針により水銀灯の製造が終了しております。これから先の照明器具の交換・修繕などの対応が困難になることが予想されますので、国からの補助金を有効活用してＬＥＤ化の整備を進めてまいります。この事業は国から補助金を頂いておりますので、令和７年度に予算化し令和８年度へ繰越しして事業を展開してまいります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

歳入につきましては、歳出同様、年度末を迎えておりまして、各種事業の実績に伴い国や県からの交付金が、補助金が確定されてきておりますので、その増減補正が主なものとなりますけれども、説明は増額補正となったものを申し上げたいと思います。

14ページを御覧ください。

11款１項１目地方交付税を１億5,726万2,000円追加いたします。これは地方交付税の再算定により普通交付税が１億726万2,000円、特別交付税が5,000万円追加されたものになります。

16ページを御覧ください。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）として1,905万8,000円追加いたします。これは歳出で申し上げました避難所機能を高めるためのプライバシーテントとトイレトレーラー購入に伴う事業費の２分の１の交付金となります。

次に、同じく８目教育費国庫補助金の学校施設整備費補助金として1,085万9,000円追加いたします。これも歳出で申し上げました三加和小学校、三加和中学校の屋内運動場のＬＥＤ化に伴う補助金となります。

次に、18ページを御覧ください。

16款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金、２節の林業費補助金を林道施設災害復旧事業として489万5,000円追加いたします。これは昨年８月の豪雨災害に伴う復旧事業として12月補正予算で計上いたしましたが、激甚災害適用となり補助率のかさ上げがありましたので、追加いたしております。

同じく９目災害復旧費県補助金、１節農地等災害復旧事業費補助金を現年度農地等大災害復旧事業費補助金として550万円追加いたします。これも昨年８月の豪雨に伴う災害が激甚災害適用となりましたので、かさ上げされた分の補正となります。

次に、19ページを御覧ください。

18款１項１目寄附金をふるさと応援寄附金として8,000万円追加いたします。これは歳出で申し上げました寄附金の伸びによる増額補正となります。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金、8目熊本地震復興基金繰入金として700万円追加いたします。この繰入金は三加和支所庁舎の耐震診断に伴う経費に充当いたします。

20ページを御覧ください。

21款諸収入、5項2目1節の雑入を全国町村会災害対策費用保険として381万5,000円追加いたします。これは落雷により故障した菊水中学校とふれあい会館の火災報知機やひょうにより破損した神尾保育園の屋根の修繕にかかった費用に対しての災害保険金となります。

21ページを御覧ください。

22款1項町債、7目消防債、2節の防災施設整備事業を防災施設整備事業債として1,570万円追加いたします。これは歳出で申し上げましたトイレトレーラー購入に伴う起債となります。

戻りまして7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正の追加になります。

御覧のと通りの13事業が次年度に繰り越すことになります。

次に、8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正の変更となります。

御覧のと通りの2つの事業の繰越金額の変更をいたしておりますが、まず町道整備事業は75万円増額し5,851万1,000円といたします。また通学路緊急対策事業は700万円減額した1億4,247万円に変更いたしております。

次に、9ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正の追加になります。

まず、自治体委託業務等災害補償保険として24万9,000円になります。また三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理料の1,350万円、小学校体育事業支援業務の1,391万4,000円、中学校英語教育支援事業の2,200万2,000円は令和8年度から3年間の債務負担行為となります。

次に、10ページを御覧ください。

第4表地方債補正の追加となります。

防災施設整備事業として1,570万円を追加いたします。

次に、11ページになります。

第4表地方債補正の変更になります。

御覧のとおり18の事業について、事業実績の見込額を基に起債額の増減補正を行っております。

以上で、議案第17号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第18号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第18号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第18号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,429万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,090万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて説明します。

8ページの中段付近を御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費を2,400万円増額し、8億900万円といたします。これは、被保険者に係る療養給付費が不足することが見込まれるための増額になります。

次に9ページの中段付近を御覧ください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金を3,543万6,000円増額し3,544万9,000円といたします。これは令和6年度決算余剰金の分になります。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金を66万5,000円増額し66万6,000円といたします。これは令和6年度分の保険給付費に係る特別調整交付金の額が確定したことにより、過交付分を熊本県に返還するものでございます。

次に、7款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金を14万5,000円増額し865万1,000円といたします。これは町立病院の救急患者受入体制支援事業に係る事業費が増加したことに伴う増額になります。なお、本事業は全額特別調整交付金の対象事業となります。

以上が主な歳出になりますが、そのほかの歳出にかかります補正につきましては、実績に基づく減額となります。

続いて、歳入の主なものを説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税を252万7,000円増額します。これは当初想定していた被保険者全体の所得総額が増加したことに伴う増額になります。

次に、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金を2,148万8,000円増額し10億621万5,000円といたします。これは普通調整交付金及び特別調整交付金の交付額の確定に伴う増額になります。

次に、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を470万6,000円減額いたします。
これは交付額の確定による増額または減額になります。

なお、その他一般会計繰入金は一般管理費等の支出見込額に基づく減額となります。

次に、7 款繰越金、1 目繰越金、2 目その他の繰越金を3,543万6,000円増額いたします。これは令和6年度決算余剰金になります。

以上で、議案第18号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第19号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第19号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） 議案第19号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,732万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,461万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

今回の主な補正は、介護サービス給付費が当初の見込みより増加したことによる増額補正となっております。

まず歳出から御説明いたします。

10ページを御覧ください。

2 款介護給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目の居宅介護サービス給付費を3,910万円増額いたします。主な増加した介護サービスは、通所介護及び通所リハビリテーションとなります。

要因といたしましては、加齢に伴う疾患等により通所によるリハビリや入浴サービスを必要とされる高齢者の増加が挙げられます。

また同じく 5 目の施設介護サービス給付費で2,470万円、9 目の居宅介護サービス計画給付費を250万円増額しておりますが、いずれも利用実績に伴う増額補正となり、施設介護サービスにおいては、特に介護老人保健施設への入所が増加し、入所期間も長期化の傾向にあります。

また、介護給付費の増額の他の要因といたしましては、介護職員の処遇改善加算も 1 つの要因と考えられます。他の減額につきましては、各介護サービスの利用実績に伴う減少によるものです。

続きまして、歳入を申し上げます。

7 ページを御覧ください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目の第 1 号被保険者保険料を574万1,000円増額しております。これは保険料の本算定後の実績に合わせた増額分となります。

次に、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金を104万9,000円、8 ページの 4 款 1 項支払基金交付金、1 目の介護給付費交付金を728万円、次に、5 款県支出金、1 項県負担金、1 目の介護給付費負担金を793万1,000円、次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の介護給付費繰入金を688万1,000円増額しております。これらは先ほどの介護給付費等の歳出の増額に合わせた国、県、町の補助金、交付金の増額分となります。

なお、各交付金の過不足分につきましては、令和 8 年度で精算することとなります。

次に、8 款 1 項 1 目の繰越金を2,679万8,000円、財源調整のため増額補正をしております。

以上で、議案第19号「令和 7 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 4 号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第20号 令和 7 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第20号「令和 7 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第20号「令和 7 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和 7 年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億636万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,162万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費については576万8,000円を減額します。内訳としては、入居者数の減少により賄い材料費を150万円、給食業務委託料を360万円、また入国管理局の審査遅延に伴う特定技能1号外国人受入れ期間の短縮により、特定技能外国人受入登録支援機関業務委託料を80万円をそれぞれ減額するとともに、公用車のNHK放送受信料として13万2,000円を増額します。

次に、2目の施設管理費については4億60万円を減額します。内訳としましては、工事監理業務委託料を入札残等により460万円を減額、また、改築工事費を出来高払いが不要になったことにより3億9,600万円を減額します。

もう少し補足いたしますと、前払金として7億9,200万円、工事費の40%分を支払っておりますが、工事の進捗率が60%に未達成であることから、出来高払い分の20%分、これを減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目の施設介護サービス費収入を366万8,000円減額し、2目の居宅介護サービス費収入を150万円減額します。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、2目の居宅介護自己負担金収入を60万円減額します。

次に、10款及び1項の町債、1目施設整備債については、歳出2目の施設管理費の減額に合わせて4億60万円を減額します。

以上で、議案第20号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第15 議案第21号 令和7年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第21号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第21号「令和7年度和水町後期

高齢者医療事業会計補正予算（第３号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

２ページを御覧ください。

令和７年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ683万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9,972万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和８年３月２日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

８ページをお願いいたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１目後期高齢者医療広域連合納付金を689万2,000円減額し１億9,410万円といたします。これは、広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の確定に伴う減額になります。

次に、４款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金を６万2,000円増額し24万8,000円といたします。これは被保険者の過年度保険料過払いによる還付金が不足することが見込まれるため増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

７ページをお願いいたします。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、１目事務費入金を10万6,000円減額し317万2,000円といたします。これは事務費に係る財源を繰入金から繰越金に財源組替えするものでございます。

次に、４款繰入金、１項一般会計繰入金、２目保険基盤安定繰入金を689万2,000円減額し5,907万2,000円といたします。これは県からの保険基盤安定負担金の交付決定に基づく減額になります。

続きまして、５款繰越金、１項繰越金、１目繰越金を16万8,000円増額し16万9,000円といたします。これは、令和６年度の決算余剰金を予算化するものでございます。

以上で、議案第21号「令和７年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第３号）」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第22号 令和７年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第22号「令和７年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました議案第22号「令和７年度和水町簡易水道

事業会計補正予算（第3号）」について提案の理由を申し上げます。

3ページを御覧ください。

総則、第1条 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条 令和7年度和水町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款簡易水道事業収益、既決予定額7,035万1,000円、補正予定額235万1,000円の減、計6,800万円。第1項営業収益、既決予定額2,693万9,000円、補正予定額64万9,000円の増、計2,758万8,000円。第2項営業外収益、既決予定額4,341万2,000円、補正予定額300万円の減、計4,041万2,000円。

支出、第1款簡易水道事業費用、既決予定額6,103万7,000円、補正予定額110万円の減、計5,993万7,000円。第1項営業費用、既決予定額5,769万7,000円、補正予定額110万円の減、計5,659万7,000円。

次に、資本的収入及び支出の補正、第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入が資本的支出に対し不足する額602万5,000円は損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入、既決予定額7,742万7,000円、補正予定額40万円の減、計7,702万7,000円。第1項企業債、既決予定額5,080万円、補正予定額40万円の減、計5,040万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額8,415万2,000円、補正予定額110万円の減、計8,305万2,000円。第3項企業債償還金、既決予定額2,111万円、補正予定額110万円の減、計2,001万円。

次に企業債の補正、第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道事業、既決予定額5,080万円、補正予定額40万円の減、計5,040万円。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

すみません、第5条が漏れておりましたので。

他会計からの補助金、第5条 予算9条中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。既決予定額5,055万8,000円、補正予定額300万円の減、計4,755万8,000円。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

主な補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

15ページを御覧ください。

収益的項目の支出になります。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、4目給水費、12節備用品費70万円の減、6目業務費、14節、印刷製本費10万円の減、7目総経費、20節委託料30万円の減、これにつきましては、事業費確定による不用額分を110万円減額しております。

前の14ページを御覧ください。

次が収益的収入になります。

1 款簡易水道事業収益、1 項営業収益、3 目その他営業収益、4 節水道事業加入負担金では、新規加入者が当初の見込みより増加したため64万9,000円を増額しております。

また、2 項営業外収益、2 目補助金、3 節他会計補助金では、先ほど説明した支出の減額と負担金の増額により、一般会計からの補助金を300万円減額して収支を調整しております。

次に、17ページを御覧ください。

次が資本的収入及び支出の支出項目になります。

1 款資本的支出、3 項企業債償還金、1 目企業債償還金、1 節建設改良事業債では、前年に借りた起債額が減少したことにより、返済計画の見直しが生じまして110万円を減額しております。

戻っていただきまして16ページを御覧ください。

次が、資本的項目の収入になります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 節簡易水道事業債では、事業費確定による不用額分を40万円減額しております。

以上で、議案第22号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第23号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 程第17、議案第23号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました議案第23号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案の理由を申し上げます。

3ページを御覧ください。

総則、第1条 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条 令和7年度和水町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額2億803万1,000円、補正予定額472万円の増、計2億1,275万1,000円。第2項営業外収益、既決予定額1億3,720万円、補正予定額472万円の増、計1億4,192万円。

支出、第1款下水道事業費用、既決予定額1億8,305万4,000円、補正予定額3万9,000円の減、計1億8,301万5,000円。第1項営業費用、既決予定額1億7,542万6,000円、補正予定額3万9,000円の減、計1億7,538万7,000円。

資本的収入及び支出の補正、第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,517万9,000円は損益勘定留保資金等で補

填するものとする。

収入、第1款資本的収入、既決予定額1億4,964万3,000円、補正予定額4,083万6,000円の減、計1億880万7,000円。第1項企業債、既決予定額9,360万円、補正予定額2,590万円の減、計6,770万円。第2項負担金、既決予定額1,178万2,000円、補正予定額711万7,000円の減、計466万5,000円。第3項補助金、既決予定額4,426万1,000円、補正予定額781万9,000円の減、計3,644万2,000円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億9,759万2,000円、補正予定額3,360万6,000円の減、計1億6,398万6,000円。第1項建設改良費、既決予定額1億4,221万1,000円、補正予定額3,360万6,000円の減、計1億860万5,000円。

企業債の補正、第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的 下水道事業、既決予定額9,360万円、補正予定額2,590万円の減、計6,770万円。

一時借入金の限度額の変更、第5条 予算第6条中、1億4,200万円を1億800万円に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正 第6条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額1,193万3,000円、補正予定額6万1,000円の増、計1,199万4,000円。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

主な補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

まず収益的収入及び支出の支出から説明申し上げます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、8目業務費、17節手数料では、執行残分を10万円減額しております。同じく9目総経費、7節法定福利費では、負担率の変動により共済法定福利費に不足が生じたため6万1,000円増額補正を行います。

次に、16ページに戻っていただいて収入になります。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目負担金、1節他会計負担金ですが、公営企業会計適用債の元金償還金に対する繰入金は収益的収入の営業外収益として計上すべきであるため、472万円の財源組替えによる増額であります。

次に19ページを御覧ください。

次が、資本的収入及び支出の支出項目になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道事業建設改良費、20節委託料と25節工事請負費ですが、事業の実績見込みにより1,360万6,000円を減額しております。同じく2目生活排水処理事業建設改良費、20節工事請負費では、本年度の実績見込みにより2,000万円減額しております。

戻っていただきまして18ページをお願いいたします。資本的収入になります。

1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良事業債、1節下水道事業債では、本年度の実績見込みにより2,590万円減額しております。

次に、2項負担金、1目他会計負担金、1節他会計負担金では、先ほど説明した収益的収入の

財源組替えにより472万円減額しております。同じく 2 目受益者負担金と 3 目分担金ですが、実績見込みが当初より下回ったため、それぞれ42万7,000円と197万円減額しております。

次に、3 項補助金、1 目国庫補助金、1 節国庫補助金ですが、実績見込みを反映させて変更申請を行ったため781万9,000円を減額しております。

以上で、議案第23号令「令和 7 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 5 号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第18 議案第24号 令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18、議案第24号「令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和 7 年度和水町病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）第 1 条 令和 7 年度和水町病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第 2 条 令和 7 年度和水町病院事業会計予算、第 3 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款病院事業収益、既決予定額11億5,692万8,000円、補正予定額174万3,000円、計11億5,867万1,000円。

第 1 項医業収益、既決予定額 9 億3,779万3,000円、補正予定額523万2,000円、計 9 億4,302万5,000円。

第 2 項医業外収益、既決予定額 1 億4,954万3,000円、補正予定額348万9,000円の減、計 1 億4,605万4,000円。

支出、第 1 款病院事業費用、既決予定額11億5,692万8,000円、補正予定額174万3,000円、計11億5,867万1,000円。

第 1 項医業費用、既決予定額10億7,424万3,000円、補正予定額115万8,000円、計10億7,540万1,000円。

第 2 項医業外費用、既決予定額544万3,000円、補正予定額58万5,000円、計602万8,000円。

（資本的収入及び支出の補正）第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,328万6,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,446万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款資本的収入、既決予定額7,384万8,000円、補正予定額497万3,000円の減、計

6,887万5,000円。

第1項出資金、既決予定額5,314万8,000円、補正予定額117万3,000円の減、計5,197万5,000円。

第2項企業債、既決予定額2,070万円、補正予定額380万円の減、計1,690万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億1,713万4,000円、補正予定額379万7,000円の減、計1億1,333万7,000円。

第1項建設改良費、既決予定額4,152万4,000円、補正予定額379万7,000円の減、計3,772万7,000円。

(企業債の補正)、第4条 予算第5条表限度額欄中「2,070万円」を「1,690万円」に改める。
次は3ページになります。

(たな卸資産購入限度額の補正)、第5条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「1億154万9,000円」を「1億207万2,000円」に改める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正予定額の主な内容について、御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、収入につきまして入院収益を患者数の増加に伴いまして248万3,000円増額しております。

次に、一般会計からの繰入額の確定に伴いまして4目の一般会計負担金医業収益分としまして260万4,000円の増額。

続きまして、9ページの方の医業外収益分です。

こちらの方の一般会計負担金は577万5,000円減額しております。

また、その上のほうの定期預金の利息分としまして今年度からの新規分と合わせまして228万6,000円を増額をしております。

次に、支出のほうを説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、材料費、給食材料費を52万3,000円増額しております。内容としましては、入院患者数の増加により、業務委託以外の病院のほうで管理しております経管栄養剤、また補助食品等の購入分の増加となります。

続きまして、医業外費用の企業債利息、こちらのほうは企業債の利息の確定に伴いまして58万5,000円を増額しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

資本的収入の一般会計出資金は、同じく繰入金の確定に伴いまして117万3,000円減額をしております。

企業債の減額につきましては、借入額の確定に伴いまして380万円減額しております。

12ページを御覧ください。

建設改良費は医療機器購入額の確定に伴う減額、施設費の委託料につきましてもスケジュール変更等に伴う設計委託料の減額によるものです。

以上で、議案第24号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」について提案理由

の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時50分

再開　午後12時59分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19　議案第25号　令和8年度和水町一般会計予算

○議長（高木洋一郎君）　日程第19、議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）　ただいま議題となりました議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」の提案理由の説明を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

令和8年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億5,390万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

（地方債）

第2条

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。

（一時借入金）

第3条

地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は9億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年3月2日提出　和水町長　石原佳幸でございます。

令和8年度の当初予算につきましては、町長並びに町議会議員の改選期に当たることから、政

策的経費を極力抑制し、義務的経費や継続事業を中心に編成した骨格予算として計上いたしております。

まず、歳出を説明させていただきます。

10ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

1 款議会費ですが、本年度予算額8,575万4,000円で、前年度と比較いたしまして110万7,000円の減になります。

次に、2 款総務費になります。本年度予算額31億3,641万8,000円で、前年度と比較いたしまして3億6,410万2,000円の増になります。

主な増額の要因といたしまして、一般管理費の中では給与のベースアップに伴う職員人件費等の増加や、企画費の中ではふるさと応援寄附金事業の寄附額の増加に合わせた事業費の増加が大きな要因となっております。

次に、3 款民生費です。本年度予算額25億3,348万4,000円で、前年度と比較いたしまして3億134万5,000円の増となります。

主な増額の要因といたしましては、高齢者福祉費の中で介護保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金を合わせて約2億4,500万円の増となることや、障害者福祉費では障害者福祉サービスの利用者増加による総合支援介護等給付費が約3,100万円増額となったことによるものでございます。

次に、4 款衛生費になります。本年度予算額8億3,568万4,000円で、前年度と比較いたしまして967万7,000円の減になります。

主な減額の要因といたしましては、前年度に計上されていた健康管理システム改修業務が事業完了し、経費の縮減につながったことによるものでございます。

次に、6 款農林水産業費です。本年度予算額2億4,072万2,000円で、前年度と比較いたしまして2,890万4,000円の減となります。

減額となった大きな要因は、有害鳥獣捕獲対策協議会の負担金や中山間地域等直接支払交付金の事業費の減によるものでございます。

次に、7 款商工費になります。本年度予算額2億526万2,000円で、前年度と比較いたしまして1億3,483万8,000円の減となります。

減額の要因でございますが、企業振興補助金や産業用地造成補助金の補助金予算が令和8年度当初予算においては、骨格予算編成により計上していないことによるものでございます。

次に、8 款土木費です。本年度予算額4億7,956万8,000円で、前年度と比較いたしまして4億2,991万円の減になります。

減額の要因でございますが、道路維持費、道路新設改良費が予算減になったためでございます。

次に、9 款消防費になります。本年度予算額3億6,456万5,000円で、前年度と比較いたしまして4,721万8,000円の増となります。

増額となった要因でございますが、常備消防費の中の一部事務組合負担金が約2,600万円の増額になったことや、消防施設費では耐震性防火水槽を3基設置することなどによるものでござい

ます。

次に、10款教育費になります。本年度予算額7億5,162万7,000円で、前年度と比較いたしまして2億5,490万8,000円の減になります。

主な減額の要因といたしましては、令和5年度から進めておりましたスカイドームや町体育館などの体育施設や各小中学校の屋内運動場の空調設備工事が令和7年度で完了いたしますので、その事業費の縮減が大きな要因となります。

次に、11款災害復旧費になります。本年度予算額2,382万4,000円で前年度と比較いたしまして、1,537万円の減になります。

減となりました主な要因は、前年度に実施いたしました文化財災害復旧費の江田船山古墳復旧工事が事業完了し、今年度の事業費の縮減につながっております。

次に、12款公債費になります。本年度予算額10億7,700万円で、前年度と比較いたしまして7,400万円の増となります。

増額となった要因ですが、起債に伴う元金償還金が5,600万円の増、利子の支払いで1,800万円の増によるものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

歳入につきましては款別で前年度と比較して予算額1,000万円以上の増減になったものについて、御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

まず、2款地方譲与税です。

本年度予算額は8,264万1,000円で前年度と比較いたしまして419万7,000円の減となります。

減額となった大きな要因、大きなものとしては、ガソリン税の暫定税率の廃止に伴う収入減となっております。

次に、7款地方消費税交付金です。本年度予算額は2億6,003万円で前年度と比較いたしまして1,746万9,000円の増となります。この交付金は、11月末日までに納められた消費税を国、都道府県、市町村それぞれの配分割合で当該年度中に交付されるものになります。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午後1時09分

再開　午後1時10分

○議長（高木洋一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君）　大変失礼いたしました。

次に、10款地方特例交付金になります。本年度予算額は、1,375万5,000円で、前年度と比較いたしまして925万5,000円の増となります。

この地方特例交付金は、国の税制改正により地方税収が減少する場合、その減収分を補填するために交付されるものになります。

今回は個人住民税の減収補填、軽自動車税の減収補填、地方揮発油譲与税減収補填になります。

次に11款地方交付税です。本年度予算額は32億3,000万円で、前年度と比較いたしまして2,000万円の減となります。令和8年度の地方交付税の歳入見込みにつきましては、国の地方財政対策の動向やこれまでの算定実績を踏まえ、一定の保守的な見通しの下、試算しております。

特に本町におきましては、人口減少の進行に伴い基準財政需要額の算定に影響を及ぼす人口規模や人口構成の変動を考慮し、過大な見込みとならないようにいたしております。

次に、15款国庫支出金です。本年度予算額は7億9,595万円で、前年度と比較いたしまして9,577万7,000円の減になります。

主な要因といたしましては、前年度と比較いたしまして各種の事業費の縮減により国の負担金や補助金が減少したものになります。減額が大きいものとして、新しい地方経済・生活環境創生交付金や道路整備事業、さらには学校整備事業の事業費減に伴う国庫負担金支出金の減額となります。

次に、17款財産収入です。本年度予算額は3,745万5,000円で、前年度と比較いたしまして2,371万3,000円の増となります。

要因といたしましては、財産運用収入として財政調整基金、減債基金、ふるさと応援寄附金などの利子の伸びが増加につながっております。

次に、18款寄附金です。本年度予算額は20億320万円で、前年度と比較いたしまして5億180万円の増となります。

増額の要因といたしましては、令和7年度のふるさと応援寄附金が20億円を超える実績となることから、引き続き、令和8年度においても、令和7年度の実績程度の寄附額が見込まれる状況と判断したところでございます。

次に19款繰入金です。本年度予算額は14億1,119万3,000円で、前年度と比較いたしまして1億5,950万2,000円の増となります。

増額となった主な要因でございますが、財政調整基金や減債基金の活用による増加になります。

次に、21款諸収入です。本年度予算額は1億3,547万9,000円で、前年度と比較いたしまして3,460万2,000円の減となります。

要因といたしましては、情報システム標準化・共通化事業に対して支給されるデジタル基盤改革支援補助金が事業規模に応じて減額となったところによるものによるものでございます。

次に、22款町債となります。本年度予算額は2億3,880万円で、前年度と比較いたしまして6億3,130万円の減となります。減額になった具体的な理由といたしまして、道路整備事業や緊急自然災害防止対策事業の起債額が減少したことによるものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2表地方債になります。御覧のとおり庁舎整備事業債を含む10の事業において、総額2億3,880万円を限度額として地方債を充当することとしております。

なお、当初予算の詳細につきましては、各常任委員会の中で各担当課から説明がありますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上で、議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第20 議案第26号 令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第20、議案第26号「令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第26号「令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和8年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,564万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

歳入から申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は2億1,361万円です。前年度と比較いたしまして322万7,000円増となっておりますけれども、増加の要因は、被保険者全体の総所得額の増加が見込まれるため、賦課額が増加しているものでございます。

次に、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金は9億9,074万円でございます。前年度と比較いたしまして646万円増といたしております。内訳といたしましては、療養給付費に対して交付されます普通調整交付金が9億4,030万1,000円、地域の実情や医療費の適正化等を目的に交付されます特別調整交付金が5,043万9,000円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を1億1,042万1,000円といたします。これは保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業、及び事務費等に係るもので、法の基準に基づく法定内繰入金となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費は職員の人件費、その他事務経費を1,212万円計上させていただいております。また、2 目の連合会負担金を125万5,000円です。

次に、11ページの下段になります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の合計額が8 億446万5,000円でございます。これにつきましては、被保険者の医療費に係る保険者負担分及びレセプト審査に要する経費となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項高額療養費といたしまして合計の1 億3,810万円です。これは被保険者が医療行為を受けられた際、医療機関への支払いが限度額を超えた分を保険者が負担する経費となっております。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項国民健康保険事業費納付金、1 目の一般被保険者分といたしまして、医療費給付、後期高齢者支援金、介護納付金の合計2 億9,783万円でございます。これにつきましては、県への納付金でございます、県の算定に基づく金額となっております。

次に、4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目の特定健康診査等事業費は、特定健診、人間ドック等に係る費用といたしまして2,076万5,000円でございます。

続きまして、4 款保健事業費、2 項保健事業費、2 目の疾病予防費は1,927万2,000円を計上しております。これにつきましては、特定保健事業や重症化予防保健事業等に係る会計年度任用職員の人件費及び事務費となっております。

次に、14ページの下段のほうになりますけれども、7 款諸支出金、3 項繰出金、2 目の直営診療施設勘定繰出金は1,140万1,000円を計上しています。これにつきましては、特別調整交付金の対象となる町立病院の繰出金で緊急患者受入体制事業、健康管理センター事業、直営施設整備事業などが対象になるものでございます。

以上で、議案第26号「令和8 年度和水町国民健康保険事業会計予算」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第21 議案第27号 令和8 年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第21、議案第27号「令和8 年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） 議案第27号「令和8 年度和水町介護保険事業会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和8 年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,228万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず歳出から御説明いたします。

6ページの事項別明細書を御覧ください。

歳出合計額、本年度15億1,228万円、前年度と比較いたしまして2,733万2,000円の増額となっております。

増減の主なものといたしまして、先ほどの3月補正でも御説明しましたが、介護サービス利用の増加傾向による2款介護給付費の7,905万円の増額と本年度は基金の積み増しを行いませんので、5款基金積立金が4,977万4,000円の減額となります。

それでは歳出の内訳を申し上げます。

11ページを御覧ください。主要なものについて、説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費を3,937万1,000円計上しております。職員の人件費等が主なものになりますが、令和8年度に取り組む事業といたしまして、12ページ、12節の委託料、第10期介護保険料等の設定を含む第10期介護保険事業計画作成業務委託料に234万3,000円を計上しております。

次に、13ページを御覧ください。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費におきまして、先ほどの3月補正予算にて御説明しましたように、介護サービスの利用の増加に伴い1目の居宅介護サービス給付費を5億1,690万円、前年度から5,100万円の増額、5目の施設介護サービス給付費を5億9,160万円、2,630万円の増額、次に、在宅で介護サービスを利用する際に必要となる9目の居宅介護サービス計画給付費を5,950万円、前年度から300万円の増額となっております。

次に、15ページを御覧ください。

4款地域支援事業費の以下、18ページまでの各介護予防事業費におきましては、介護給付費に反して対象者の減少を見込み、前年度より減額し、増額分につきましては会計年度任用職員の給与改定によるものが主な理由となります。

また、17ページ、4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、4目の2事業費の増額に関しては、主に12節委託料の配食サービス委託料138万円を一般会計から地域支援事業の補助事業へ移行したことによるものです。

続きまして、歳入を申し上げます。

7ページを御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料を前年度より257万8,000円増額し、

2億4,586万5,000円を予算計上しております。理由といたしましては、65歳以上の第1号被保険者の数に大きな変化はございませんが、所得段階の上位層の増加が見込めるためでございます。

次に、同じく7ページの3款国庫支出金、8ページの5款県支出金までの国・県支払基金、調整交付金の歳入は、介護保険制度の法定負担分に合わせ予算を計上し、介護サービス給付費の増額に伴い、前年度と比較し同じく増額となっております。

次に、9ページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金から3目の地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、介護保険制度に基づく町の負担割合法定負担分に合わせて計上しており、1目の介護給付費繰入金は国、県等の負担金と同じく前年度から988万1,000円増額し、1億7,487万5,000円を予算計上しております。

同じく9ページの8款1項1目の繰越金2,186万4,000円は、歳入の財源調整となります。

以上で、議案第27号「令和8年度和水町介護保険事業会計予算」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第22 議案第28号 令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、議案第28号「令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第28号「令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の次のページを御覧ください。

令和8年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億523万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず歳出から主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の10ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は4億7,861万5,000円で、前年度比5,835万5,000円の増です。内訳の主なものとして、1節の報酬では、事務職や看護師の会計年度任用職員の報酬が1,023万5,000円、2節の給料は一般職と介護士等の会計年度任用職員を合わせて1億

7,348万8,000円、3節の職員手当等は1億3,405万6,000円、4節の共済費は6,181万8,000円で、一般管理費の人件費は合計で3億7,959万7,000円となります。

また、12節の委託料では、給食業務委託料及び介護職員環境改善システム導入業務委託料など合計で7,545万7,000円を計上しています。

次に、13ページ、お願いいたします。

2目の施設管理費は17億2,170万5,000円で、前年度比4億9,206万2,000円の増です。燃料費や光熱水費等の施設のランニングコストをはじめ、きくすい荘の改築工事費は他の3つの附帯工事と合わせまして15億3,864万8,000円、その工事監理業務委託料として2,120万円、そして現施設の解体設計業務委託料として3,724万3,000円、その関連でアスベスト調査業務委託料として1,155万円を計上しています。

次に、14ページ、お願いします。

4款1項の公債費は、1目元金に8,670万9,000円、2目の利子に1,720万5,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。主なものについてのみ御説明を申し上げます。

まず1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入として、前年度比1億893万円減の1億7,971万5,000円を計上し、デイサービスセンター事業の廃止に伴い居宅介護サービス費収入を廃目としています。

次に、同じく1款、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入として、前年度比2,089万2,000円減の4,167万6,000円、2項居宅介護自己負担金収入は廃目としております。

次に、9ページ。

5款県支出金、1項県補助金、1目県補助金は、介護職員勤務環境改善支援事業費補助金として718万9,000円を計上し、眠りスキャンシステムやインカム導入などの介護テクノロジー整備費用に充当しております。

次に、8款繰入金、1項1目の一般会計繰入金として、前年度比2億3,693万3,000円増の3億7,974万3,000円を計上しております。

また、2項基金繰入金、1目特老建設基金繰入金として5億4,674万7,000円を計上し、改築工事費や備品購入費に充当しております。

次に、10款1項町債、1目の施設整備債として11億4,690万円を計上しています。内訳は、介護サービス事業債5億9,790万円と、過疎対策事業債5億4,900万円に関連工事を含む改築工事費や工事監理、解体設計・アスベスト調査業務委託料に充当しています。

次に、予算書の5ページを御覧ください。

歳入の10款で御説明申し上げました地方債ですが、施設整備事業として限度額11億4,690万円、利率5.0%以内ということで計上しております。

なお、本案につきましては、さきに開催されました病院特養運営審議会において了承されておりますことを申し添えます。

以上で、議案第28号「令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第23 議案第29号 令和8年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第23、議案第29号「令和8年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鍋島地域振興課長

○地域振興課長（鍋島忠隆君） 議案第29号「令和8年度和水町春富財産区特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和8年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67万4,000円と定める。

第2項

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず歳入から主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

2款1項1目繰越金、本年度予算額67万3,000円、対前年度比では15万5,000円の減となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

1款1項1目財産区管理委員会費、本年度予算額15万1,000円、これは管理会委員7名に係る報酬費用弁償等になります。

2目財産管理費、本年度予算額3万円、これは区有林の管理作業に伴う報償費、燃料費、労災保険料等となります。

2款1項1目予備費、本年度予算額49万3,000円、対前年度比では5万3,000円の減となります。

以上で、議案第29号「令和8年度和水町春富財産区特別会計予算」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第30号 令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、議案第30号「令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました議案第30号「令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和8年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,293万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定める。

和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

歳入の主なものから説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料を合計1億4,981万8,000円計上しております。これは広域連合の算定に基づき計上しており、前年度と比較いたしまして1,513万2,000円の増となっておりますが、主な要因につきましては、令和6年に改正された子ども子育て支援法の改正に基づき、令和8年4月から子ども子育て支援分を新たに追加したことによります。なお、団塊の世代が後期高齢者医療への移行によりまして、被保険者の増加も1つの要因となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の事務費繰入金を一般管理事務費といたしまして334万5,000円計上しております。

2目の保険基盤安定繰入金でございますが、保険料の軽減の補填といたしまして県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、広域連合からの試算に基づき6,963万3,000円を計上させていただいております。

次に、歳出の主な科目を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は、事務経費といたしまして155万4,000円を計上しております。

次に、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費は、保険料徴収に係る事務経費として51万7,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定拠出金を全て広域連合へ納付するものでございます。合計の2億1,945万3,000円を計上させていただいております。

以上で、議案第30号「令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第25 議案第31号 令和8年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第25号、議案第31号「令和8年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました議案第31号「令和8年度和水町簡易水道事業会計予算」についての提案の理由を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和8年度和水町簡易水道事業会計予算

総則 第1条 令和8年度和水町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量 第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

第1号 給水戸数585戸、第2号 年間総給水量13万4,061立方メートル、第3号 1日平均給水量367.3立方メートルを見込んでいます。

第4号 主要な建設改良費事業 ア 配水管整備事業として江田四つ角近辺の馬場配水管更新事業など7,440万6,000円を予定しております。イ 施設整備事業として、塩素滅菌機更新工事などの修繕料102万8,000円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出 第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入 第1款簡易水道事業収益6,744万6,000円、支出の第1款簡易水道事業費用6,391万8,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出になります。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,561万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等1,561万1,000円で補填するものとする。

収入 第1款資本的収入8,337万1,000円。

次のページを御覧ください。

支出 第1款資本的支出9,898万2,000円となり、収入不足額1,561万1,000円を損益勘定留保資金で補填するものとしております。

企業債 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。簡易水道事業として4,730万円を限度額とします。

一時借入金 第6条 一時借入金の限度額は7,500万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用 第7条 予定支出の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用と営業外費用。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費 第8条 次に掲げる経費

については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費907万3,000円

他会計からの補助金 第9条 簡易水道事業運営のための一般会計からの会計へ補助を受ける金額は4,957万5,000円である。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

5ページ以降が、予算に関する説明書となります。

7ページから10ページが収益的収入及び支出についての予算額、11ページから13ページは、資本的収入及び支出についての予算額となっております。

14ページと15ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書となっております。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの現金の動きを示した表となっております。

16ページから19ページは、簡易水道事業に従事する職員の給与費明細書でございます。

20ページから23ページにつきましては令和8年度簡易水道事業の年度末の財政状況を想定しました予定貸借対照表（バランスシート）となっております。

21ページ右上の二重線、資産合計と23ページ右下の二重線、負債資本合計は同額となりまして、6億2,655万8,000円としております。

続きまして、24ページと25ページですけれども、こちらは令和7年度の予定損益計算書になります。こちらは、年間の事業収益から様々な費用を引いた後で、最終的に利益がどれだけ出たか、もうけと損を示した表となっております。

25ページ右上の821万3,000円が当年度の純利益となっております。

26ページから29ページが令和7年度中の1年間の業務活動を令和8年3月31日現在の決算見込みを行った予定貸借対照表となっております。予定としては、27ページの右上の二重線、資産合計と29ページ右下の二重線、負債資本合計が同額となりまして、5億6,955万6,000円を見込んでおります。

続きまして、30ページから36ページまでが収益的収入及び支出についての予算説明書となっており、37ページと38ページが資本的収入及び支出の予算説明としております。主に建設事業関係予算を、こちら資本的収入及び支出では計上しております。

令和8年度の主な事業といたしましては、38ページ中段にあります25節工事請負費、説明 馬場配水管更新事業7,234万5,900円であり、こちらは熊本県が実施しております江田交差点改良に伴う馬場地区の配水管更新工事などとなっております。江田の交差点からロマン館にかけて、県道部の両側に管路延長610メートルを敷設する計画であります。

以上で、議案第31号「和水町簡易水道事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第26 議案第32号 令和8年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第26、議案第32号「令和8年度和水町下水道事業会計予算」を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました議案第32号「令和8年度和水町下水道事業会計予算」についての提案の説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和8年度和水町下水道事業会計予算

総則 第1条 令和8年度和水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量 第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

第1項 特定環境保全公共下水道事業

第1号 処理区域内人口1,622人、第2号 計画処理能力1日当たり800立方メートル、第3号、1日総処理水量395立方メートル、第4号 年間総処理水量14万3,388立方メートルを見込んでおります。

第5号 主要な建設改良費事業 ア 施設改良事業として、浄化センターの紫外線装置改修などの事業費1億581万円を予定しております。

次に、第2項 特定地域生活排水処理事業

第1号 処理区域内人口7,326人、第2号 当年度予定設置基数26基を見込んでおります。

第3号、主要な建設改良費事業 ア 公共浄化槽等整備推進事業として4,520万円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出 第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入 第1款下水道事業収益1億8,843万4,000円、支出 第1款下水道事業費用1億7,882万4,000円を計上しております。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,167万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で4,167万9,000円で補填するものとする。）

収入 第1款資本的収入1億6,970万4,000円。

支出 第1款資本的支出2億1,138万3,000円となり、不足額4,167万9,000円を損益勘定留保資金で補填するものとしております。

企業債 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。下水道事業として7,490万円を限度額としています。

一時借入金 第6条 一時借入金の限度額は1億5,100万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号 営業費用と営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流

用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,305万円。

他会計からの補助金 第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,214万4,000円である。

第1号、特定環境保全公共下水道事業2,714万4,000円

第2号、特定地域生活排水処理事業4,500万円

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

6ページ以降が予算に関する説明書となっております。

8ページから11ページが収益的収入及び支出についての予定額、12ページから15ページにかけまして、資本的収入及び支出についての予定額となっております。

16ページと17ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。こちらは1年間の業務活動、投資活動、財務活動それぞれの現金の動きを示したものです。

18ページから22ページにかけまして、職員給与費明細書になります。

23ページから27ページは令和8年度下水道事業の年度末の財政状況を想定した予定貸借対照表となっております。24ページ右上の二重線と、27ページ右下の二重線、こちらは同額となり、19億3,659万円となっております。

28ページと29ページは令和7年度の予定損益計算書になります。年間の事業収益から様々な費用を引いた後で、最終的に利益がどれだけ出たかを示したものでございます。29ページ右上の2,238万9,000円が当年度純利益となります。

30ページから34ページが令和7年度中に1年間の業務活動を行った上で、令和8年3月末時点の決算見込みとした予定貸借対照表となっております。予定としましては、31ページの右下の二重線のとおりですが、18億5,455万5,000円の資産合計を見込んでおります。

続きまして、35ページから42ページまでは収益的収入及び支出についての予算説明書となっております。43ページから46ページまでを資本的収入及び支出の予算説明書としております。

令和8年度の主な事業としましては、45ページの中段にあります1目下水道事業建設改良費、25節工事請負費、ストックマネジメント計画改築工事とありますが、菊水浄化センター施設機械の更新事業としまして、紫外線装置改修工事に係る費用9,892万2,000円を計上しております。また、この事業に伴う発注者支援業務を委託する費用としまして20節委託料に143万円を計上しております。

以上で、議案第32号「和水町下水道事業会計予算」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第27 議案第33号 令和8年度和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」について提案理由の説明を行います。

3ページを御覧ください。

総則 第1条、令和8年度和水町病院事業会計の予算は次の定めるところによる。

業務の予定量 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 病床数 一般49床、療養42床、計91床。

第2号 年間入院患者延数、2万6,499人、1日平均入院患者数73人。

第3号 年間外来患者延数、2万4,341人、1日平均外来患者数101人。

第4号 主要な建設改良事業、資産購入費3,293万6,000円、施設費1,452万円。

（収益的収入及び支出）第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入・支出ともに12億3,028万9,000円を計上しております。

続きまして4ページを御覧ください。

（資本的収入及び支出）第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,442万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

資本的収入の合計が8,264万5,000円、資本的支出の合計が1億2,707万1,000円を計上しております。

（企業債）第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

まず起債の目的、医療機器整備事業、施設整備事業、限度額2,540万円としております。

続きまして（一時借入金）第6条 一時借入金の限度額は6,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号、収益的収支における各項間の流用。

第2号、資本的支出における各項間の流用。

5ページを御覧ください。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費日をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費7億8,131万3,000円、

第2号、交際費43万円

（たな卸資産の購入限度額）第9条 たな卸資産の購入限度額は9,006万8,000円と定める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

次の6ページから予算に関する説明書となります。

まず、7ページが重要な会計方針に係る事項に関する注記となります。

続きまして、8ページから13ページ、こちらのほうが令和8年度和水町病院事業会計予算の実施計画書となります。

続きまして14ページと15ページ、こちらのほうが予定キャッシュ・フロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれのお金の動きを示したものとなります。

続きまして、16ページから25ページ、こちらは職員給与費の明細書になります。

続きまして、26ページと27ページ、こちらは令和8年度の予算執行後の令和9年3月31日での財産の状況を想定しました予定貸借対照表となります。

続きまして、28ページと29ページ、こちらが令和8年3月31日現在での予定損益計算書となります。

29ページの下の方から3段目を御覧いただきたいと思います。

令和7年度は今の段階で1億4,531万5,952円の純損失のほうを見込んでおります。

次に、30ページと31ページが令和7年度末現在での財産の状況を想定した予定貸借対照表となります。

続きまして、32ページから55ページまでが収益的収入及び支出につきましての予算の説明書となります。

まず、32ページを御覧いただきたいと思います。

収入のほうで、入院収益は6億9,362万2,000円を計上しています。昨年度より6,717万2,000円の増となり、率でいきますと10.7%の増と見込んでおります。

外来収益のほうが1億8,800万2,000円を計上しています。昨年度より金額で920万8,000円の増、率では5.2%の増を見込んでおります。

次に支出のほうで、37ページを御覧いただきたいと思います。

給与費になります。7億499万7,000円を計上しています。昨年度より金額でいきますと9,412万4,000円の増、率で15.4%の増となります。給与費の改定また診療報酬確保のため、薬剤師・作業療法士等4名の職員の増員と退職組合負担金の増額等によるものとなります。

続きまして56ページから57ページが資本的収入及び支出につきましての予算説明書となります。

まず、57ページの資産購入費の医療機器・一般備品の購入費に3,293万6,000円を計上しております。

また、その下施設費には工事請負費・委託料としまして1,452万円を計上しています。

なお、本件につきましては先日開催されました病院、特老運営審議会のほうで承認されていることを申し添えます。

以上で、議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」から議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」までの審査については、委員会審査にしたいと

と思いますが、御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第33号までの審査については、委員会審査とすることに決定しました。

**日程第28 議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について**

○議長（高木洋一郎君） 日程第28、議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

一部改正の詳細は議案書の中ほどにある改正分を御覧ください。

第1条中、山鹿市の次に宇土市を加えます。宇土市においては、令和8年4月1日から熊本広域行政不服審査会に加入することになります。

以上で、議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第29 議案第35号 財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）

○議長（高木洋一郎君） 日程第29、議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」

令和7年3月17日に議会の議決を経た財産の無償貸与に係る賃貸借契約について下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

1、貸付財産の種別、土地

2、貸付物件、和水町江田435番2、444番1、445番1、447番1、448番、449番、450番、451番、452番、453番、454番2、484番1、484番2

3、貸付範囲、次のページの色付けをした箇所になります。

4、貸付面積、約7,900平方メートル

5、使用目的、道の駅きくすい

6、貸付料、無償

7、変更前の貸付期間、令和4年6月10日から令和8年3月31日まで。変更後の貸付期間、令和4年6月10日から令和9年3月31日まで

8、貸付けの相手方、住所、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、氏名、道路管理者 熊本県代表者、熊本県知事、木村 敬

提案理由でございます。

熊本県が実施する道の駅きくすい防災トイレ整備事業について、熊本県と和水町との間で無償貸与とする土地の使用賃貸借契約を締結しているが、変更契約による貸付期間を延長するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」について、説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第30 議案第36号 和水町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第30、議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」

和水町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展

支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由でございます。

過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和8年度から令和12年度までを計画年次とする過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙の計画書を御覧ください。

まず、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年の計画になります。

計画策定の趣旨でございますが、これまでの計画策定の根拠法令となっていました特別措置法が令和8年3月31日で終了しまして、令和8年4月1日から新しい特別措置法が施行されます。

町では、この新しい特別措置法と熊本県が令和7年12月に策定しました熊本県過疎地域持続的発展方針に基づき本計画を策定いたしております。本計画を策定し、国の公示を受けることで、過疎対策事業債の活用が可能となります。これは元利償還金の70%が普通交付税措置される極めて有利な財源であり、厳しい財政状況下において、住民サービスを維持・向上させるための不可欠な原動力となるものです。

計画書の表紙を1枚めくっていただき、目次を御覧ください。

本計画の構成内容となります。

1 基本的な事項では、基本方針、基本目標、計画期間などを定めております。

基本方針としまして、過疎地域の子供や高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う和水町の実現を目指し、様々な分野において住民・団体・企業と行政が連携し、地域の持続的発展を図るとともに、福祉の向上、雇用の拡大に向けて、それぞれの役割と責任を全うする共働のまちづくりを基本方針としております。

また、基本目標としまして、令和6年度に策定しましたデジタル田園都市構想の実現に向けた第3期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来人口推計を本計画の目標として設定しております。計画期間の終了となる令和12年度の目標人口を7,857人としております。

続きまして、2 移住・定住・地域交流の促進、人材育成から、13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項までは新しい特別措置法第8条第2項に規定されている地域の持続的発展のために実施すべき施策に沿って、本町の持続可能性を高めるための具体的かつ戦略的な施策を網羅しております。

最後に、過疎地域持続的発展特別事業分として、ソフト事業に過疎対策事業債が活用できるよう、施策区分ごとに事業一覧を作成しております。

以上で、議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第31 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第31、議案第37号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第37号「工事請負変更契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

令和7年12月12日に議会の議決を経た工事請負変更契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

- 1、工事名、和水町板楠地区排水路改修工事
- 2、工事場所、和水町板楠地内
- 3、変更前の契約金額、税込みで1億3,488万3,426円
変更後の契約金額、税込みで1億4,846万3,372円
変更増金額、税込みで1,357万9,946円
- 4、契約の相手方 熊本県玉名郡和水町上板楠754番地1、株式会社大昭建設 代表取締役 高木 繁

提案の理由につきましては、令和7年12月12日に請負変更契約を締結した和水町板楠地区排水路改修工事について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容につきましては、工事に伴い車道の車線変更を促す規制を実施しております。この場合は、積算基準に基づき現場管理比率を乗じる必要があり、その結果、現場管理費が増額となりました。また、資材単価高騰の影響を踏まえ、分水堰工や高耐圧ポリエチレン管の単価見直しにより増額が生じたこと。その他工事の内容の追加や増加により増額が生じたことなどが変更の内容となります。

以上で、議案第37号「工事請負変更契約の締結について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第32 陳情等の委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第32「陳情等の委員会付託等について」は、お手元に配付しました陳情等一覧表のとおり報告をいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時34分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第33 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第33、一般質問を行います。

今定例会の一般質問者は、お一人です。

一般質問通告書によって発言を許します。

なお、質問答弁は一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目め全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について、一問一答方式で行います。第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内とします。

荒木議員の発言を許します。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

議長のお許しをいただき一般質問を行います。4番議員の荒木宏太でございます。

昨日は和水町町制施行20周年記念式典が開催されました。平成の合併により菊水町と三加和町が一つとなり誕生した和水町。それぞれの歴史、文化、そして地域を思う人々の心が重なり合い、こんにちはの和水町があります。

20年という節目は決して長いようで短い年月です。しかし、その裏には数え切れない挑戦と努力、そして先人の皆様の御尽力が積み重なっています。改めてこれまで町を支えてこられた全ての方々に心より敬意と感謝を申し上げます。

私自身、平成30年から議会に送り出していただき、今回で32回目の定例会となります。一般質問は23回目となりました。33歳で議席をお預かりし41歳となった今までの8年間、町の二代表制の一翼を担う責任の重さを感じて活動してまいりました。町総合グラウンド整備特別委員会委員長、総務文教常任委員長など様々な立場を経験させていただきました。多くの先輩議員から、議員としての立場、態度、礼節、そして町民の代表としてどうあるべきかを学ばせていただきました。また、町外の自治体にも多く足を運び、現場の声を聞き、学びを続ける姿勢を大切にしてきました。

これまで町政運営について厳しく議論する場面もありました。しかし、それは感情論ではなく町をよくしたいという一点に尽きます。昨日の式典でのお話にもあったように、組織の中には嫌われても厳しいことを伝える存在が必要です。議会とはまさに議論の場であり、町民にとって今、本当に必要な政策は何なのか、将来世代に責任を持てるのか、問い続ける場であると私は考えています。

人口減少、社会構造の変化、技術革新の加速、政治の判断はこれまで以上に町の未来を左右し

ます。その責任を自覚し、本日は質問をさせていただきます。

質問事項 1、将来世代に責任を持つ持続可能な財政運営への構造転換について

質問の要旨（1）本町の財政運営は人口減少、税収減少を前提とした持続可能な設計になっているのか問う。

質問の要旨（2）近年の債務負担行為や長期契約の増加は、将来世代の財政運営の自由度を狭めていないか問う。

質問の要旨（3）契約制度や事業決定過程は、町民に対して十分に透明で説明可能な仕組みになっているのか問う。

質問の要旨（4）単年度収支だけでなく、将来負担の見える化、長期契約の妥当性検証、事業の成果評価、財政規律の明文化といった制度改革を行い、今だけでなく、次の世代まで責任を持つ財政運営に転換すべきと考えるが、町長の見解を問う。

以上になります。ほかの質問は質問席から行いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の 1、将来世代に責任を持つ持続可能な財政運営への構造転換について。

質問の要旨（1）「本庁の財政運営は人口減少、税収減少を前提とした持続可能な設計になっているのか問う」についてお答えします。

本町の財政運営につきましては、高齢化や人口減少が進む中、税収の伸びが見込みにくい状況を前提に、持続可能性を最優先とした財政運営に取り組んでいます。

町の人口は合併時の 1 万 2,430 人から令和 8 年 1 月末時点で 8,847 人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では 2050 年には 5,073 人まで減少すると見込まれています。

こうした環境の下であっても、住民サービスを維持しつつ、将来世代へ過度な負担を残さない財政構造の確立を基本姿勢としています。

まず、持続可能な財政運営を実現する上で、財政の健全性を客観的に指標で継続的に把握し管理することが重要です。本町では健全化判断比率の適切な管理を継続しており、実質公債費比率は令和 6 年度決算で 10.1%と地方債発行制限の基準である 18%を大きく下回る水準を維持しているところです。

また、不測の事態に備える基金の確保についても、財政調整基金をはじめ積立基金全体で約 97 億円の残高を維持しており、県内の類似団体等と比較しましても安定性を保っているところです。

歳入面における自主財源の確保と多様化も重要な取組の 1 つです。

税収が伸び悩む中であっても、国・県補助金の積極的な活用や有利な地方債の選択に努め、限られた財源を最大限に活用する工夫を続けているところです。

その中でもふるさと納税の取組は税収の減少を補う財源確保として非常に重要でございます。本町のふるさと納税による寄附総額につきましては、令和 4 年度の約 5.8 億円から好調な実績で推移し、令和 6 年度の決算では 19.2 億円まで増加しているところです。

また、寄附金を原資とするふるさと応援寄附金基金については、同じく令和6年度決算で約15.8億円、子育て基金については約3.4億円を積み立てることができました。これは返礼品の充実や情報発信の強化、関係事業者との連携など地道な取組を着実に積み重ねてきた結果であり、自主財源の確保という観点から本町にとって大きな成果であると考えています。

こうして確保した財源を福祉・教育、産業振興など、住民生活の安定や経済成長に直結する施策へ重点的に配分することで、財政健全化と住民サービスの維持を両立させています。

一方で、歳出面では公共施設の適正配置、事業の選択と集中、経常経費の見直しを進めており、歳出構造の改革にも継続的に取り組んでいるところです。全ての事業を一律に継続するのではなく、その必要性、効果、優先度を常に検証しながら、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分することが人口減少時代における財政運営の基本であると考えています。

また、公共施設や社会インフラの老朽化への対応も将来の財政負担に直結する重要な課題です。令和3年度に改定した和水町公共施設等総合管理計画を基に、計画的な維持管理、更新を進めることで、将来における一時的な財政負担の集中を回避することが不可欠です。

さらには、人口規模に見合った行財政規模への転換は今後の最重要課題の1つと位置づけており、現在、策定を進めております第3次和水町まちづくり総合計画との整合性を図りながら着実に推進してまいります。

次に、質問の要旨（2）「近年の債務負担行為や長期契約の増加は将来世代の財政運営の自由度を狭めていないか問う」についてお答えします。

債務負担行為及び長期継続契約は、住民サービスの安定的な提供や経費の平準化を図る上で必要不可欠なものであり、適切に活用することで行政運営の効率化や事業者の安定的な参入促進にも寄与しているところです。債務負担行為は複数年度にわたる事業を円滑に推進するため、議会の議決を経て設ける予算上の措置であり、単年度予算の原則を補完する重要な財政手法です。年度をまたいで継続的に提供すべきサービスについては、こうした仕組みを活用することで、住民の皆様に安定したサービスを届けることができるものであると認識しています。

複数年度にわたる財政上の拘束が将来の財政運営に対して一定の影響をもたらすことは承知しておりますが、債務負担行為はあくまで予算の上限額となります。執行段階では、入札やプロポーザルを通じた適正な競争によって実際の契約額が決定されるものであり、事業の必要性、費用対効果、将来の財政負担の見通しをしっかりと検証した上で設定しており、将来世代の財政運営を不当に縛るものではないと考えています。また、長期継続契約につきましても保守管理業務や機器リース、警備委託など行政サービスの継続的な提供に欠かせない経常的な契約に限定して活用しているところです。

条例に基づく事務取扱要綱により長期継続契約の契約期間は最長5年間と定められており、無制限に財政を拘束するものではございません。さらに各事業の執行に当たっては、複数の事業者からの見積り徴収を行うなど、契約額の適正性を確保する手続を踏んでおり、財政の透明性と効率性を両立させながら将来負担との均衡を常に意識した財政運営に取り組んでいるところです。いずれも個々の事業について、必要性和費用対効果を精査しながら、将来世代の財政運営の自由

度を損なうことがないように適切に管理しております。

次に、質問の要旨（３）「契約制度や事業決定過程は町民に対して十分に透明で、説明可能な仕組みとなっているか問う」についてお答えします。

契約制度及び事業決定過程の透明性確保は公正な行政運営の根幹をなすものであり、本町においても関係法令に基づく適正な手続の確保を徹底しています。

入札、契約に関しましては、地方自治法の定める競争入札の原則を基本としながら、案件の性質、規模、専門性等に応じて適切な手続を選択運用しているところです。

また、一般競争入札は基本としつつも、業務の質や専門性が求められる案件についてはプロポーザル方式を活用しており、価格だけでなく提案内容、実施体制、実績などを総合的に評価することで、住民にとってより質の高いサービスの確保に努めています。

プロポーザル方式の運用につきましては、評価項目、評価基準、配点については事前に公表し、特定の事業者が有利・不利にならないよう公正な評価ができる仕組みを整えて実施しています。

また選定に当たっては、町内の選定委員会を設けるとともに、必要に応じて外部の有識者を加えた審査を行うなど公正性の確保に努めています。

採点結果の公表につきましては、制度の透明性を確保し、住民の皆様への説明責任を果たすという観点が重要であると認識しています。

一方で、評価の詳細な内容や採点の内訳につきましては、事業者の提案内容や営業上の情報に係る部分も含まれるため、公正な競争環境の確保や今後の参加意欲への影響を慎重に考慮する必要があります。

そのため本町においては、選定結果や選定理由の概要を公表するなど説明責任を果たしつつ、公正性との均衡を図る運用を行っています。

契約制度及び事業決定過程については法令に基づき適正に運用しており、透明性と公正性は確保されているものと認識しています。今後も住民の皆様の信頼に応える行政運営に努めてまいります。

次に、質問の要旨（４）「単年度収支だけでなく将来負担の見える化、長期契約の妥当性検証、事業の成果評価、財政規律の明文化といった制度改革を行い、今だけでなく次の世代まで責任を持つ財政運営に転換すべきと考えるが町長の見解を問う」についてお答えします。

単年度収支にとどまらず将来負担を含めた中長期的視点に立った財政運営は、行政の基本的責務であると考えています。本町の財政状況につきましては、令和６年度決算において実質収支は２億２,１００万円の黒字を維持しています。また健全化判断比率についても適正水準を確保しており、財政基盤の安定性を保っているところです。

こうした健全性の維持は日々の財政運営の積み重ねによるものであり、将来世代への責任を意識した結果であると考えています。将来負担の見える化につきましては、地方債残高や基金残高などの主要な財政情報を当初予算概要説明資料、主要施策成果報告書に掲載し、また町のホームページや広報紙での公開を通じて、議会そして住民の皆様への情報提供に継続的に取り組んでいるところです。財政状況を広く公開し、住民の皆様と共に本町の財政を共有することが、持続可

能な財政運営の理解と協力につながると考えています。

また、財政規律の明文化につきましては、社会経済情勢や制度改正などにより前提条件が変動する中で、固定的な数値目標を掲げた計画がかえって財政運営の柔軟性を損なう場合もあります。中長期的な視点に立った着実な財政運営を実際に行うことが重要であると考えており、毎年度の予算編成において、単年度の収支にとどまらず将来的な財政見通しを見据えた判断を積み重ねているところです。

事業成果の評価や第三者による検証につきましても、主要施策成果報告書の議会提出、町ホームページでの公開を通じて、事業ごとの成果と課題を明らかにする取組を継続しています。

行政が自らの事業を客観的に評価し、その結果を公開することは、住民への説明責任を果たす上で欠かせない取組であると認識しており、今後もその充実を図ってまいります。

今だけでなく次の世代まで責任を持つ財政運営は、本町の基本姿勢として実践しているところであり、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保、基金の適正管理、歳出構造の見直しなど将来を見据えた一つ一つの取組が次の世代に安定的な財政基盤を引き継ぐための基礎になると確信しております。

今後も将来負担の適切な管理と持続可能な財政構造の維持に向けまして全力で取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 本町は人口減少、先ほど町長からもお話があったとおり、人口減少または少子高齢化、現在だと物価高騰という厳しい環境の中にあります。

こうした時代においても最も重要なのは、今さえよければよいという財政運営ではなく、将来世代にツケを回さない仕組みを構築することです。単年度収支の均衡だけでなく中長期的な負担の見える化と制度としての財政規律が必要だと考えています。

（１）の要旨について、もう一度再質問をいたします。

先ほど、町長から実質公債費率と基金の残高について、全体の一般会計の説明をいただきましたけれども、もう一度、分かりやすく、傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、実質公債費比率、将来負担比率また基金の残高、それと債務負担行為の残高推計が分かれば具体的に教えていただけると。お願いします、教えてください。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時55分

再開 午後 2 時57分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

4項目あったと思いますが、まず実質公債費比率についてです。令和6年度決算で10.1%になります。あと経常収支比率につきましては95.8%、基金の残高につきましては令和6年度決算のところで合計で96億8,700万円になります。それと、債務負担行為の限度額合計が5億3,195万3,000円です。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 再質問いたします。

人口減少が進む中、税収の自然増というのは期待しにくい状況です。この前提で現在の財政運営は、先ほど町長もおっしゃったと思いますけど、もう一度、持続可能であると断言できるかどうかをお知らせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長の答弁と重なりますが、基金の残高もあります。あとはふるさと納税のほうもしっかりやっております。そこら辺のバランスも考えながら適正に執行できていると思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） まさに今、総務課長がおっしゃるように基金の残高というのは非常にこの数年、金額が上がっていったというのは、データを見てもよく分かります。

平成18年は30億円未満ぐらいだったんじゃないかなと、合併当時ですね。そこから今現在、一般会計のみで96億円、先ほど御説明があったとおりです。非常に基金が積み立てて、今、健全財政であるというふうに私も認識するところではあります。

そこで再質問をいたしますが、単年度の黒字、先ほど説明があったとおり黒字ということで黒字維持だけでなく、構造的な歳出の硬直化への対策というのは講じられているのかどうか。

つまりですね、将来の負担が増え続ける構造には今現在なっていないのか、そこをお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

これも先ほどの町長答弁と重なりますけれども、中長期的な財政運営を見定めて運営しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 続いて、（2）の債務負担行為についてお伺いをいたします。

債務負担行為は将来の支出をあらかじめ約束する制度です。家庭で言えば、複数年のローン契約を結ぶことに近いものです。長期契約を締結する際の判断基準、これが今現在、明文化されているかどうか。本当にそれが必要であるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時03分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

明文化についてはありません。

これも町長の先ほどの答弁内容とかぶりますけれども、債務負担行為につきましては、複数年にわたる事業を円滑に推進するため、議会の議決を経て設けている予算上の措置でございます。単年度予算の原則を補完する重要な財政手法となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 債務負担行為の判断基準としてはもう少し説明が欲しいところではあったんですけども、次の質問に行きたいと思います。

債務負担行為の契約期間中というのは、中間見直しとかの制度というものはあるんでしょうか、それをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時05分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

債務負担行為の期間中、途中で変更が可能なかどうかというところの御質問だと思いますけれども、契約年度途中の債務負担行為の変更はございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 債務負担行為の話をしてまいりましたが、債務負担行為は3年なり、一番長くて5年とおっしゃっております。そういった契約期間の中で、先ほども時代背景とともにとか、いろいろな社会情勢の中で価格が高騰したりとか、そういった現状が起きて金額が変更になるということが非常に多く、今あるんですけれども、そういったことの積算根拠の妥当性、これを第三者が検証するという仕組み、これは、今現在、町として考えているのか、ないのか。あるのか、ないのかお願いをいたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

積算根拠の妥当性を第三者に見てもらうのか、見てもらうことができるのかとか、その御質問だと思いますが、積算根拠につきましては行政の仕事でございます。複数の見積業者を取りながら、そこを内部をしっかりと精査した上で積算根拠を定めております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 今回この債務負担行為というのが、一度契約を締結すれば支出は固定化されます。そして予算は限られていますので、将来世代の政策選択の自由度が狭まると考えるわけですね。

将来世代の影響を数値化したような資料とかそういったものというのは作成を町でしているのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） もう一度、よかですか。私も意味が分からなかった。

○4 番（荒木宏太君） 影響を数値化したような資料、そういったものというのは、将来的な数値化した資料を作成しているのかどうかということです、町として。

○議長（高木洋一郎君） 債務負担行為を行うことによって、将来に影響を及ぼす数値化を行っているかという質問ですね。

執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時08分

再開 午後 3 時10分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

債務負担行為の将来的な負担の何か一覧表があるのかどうなのかというところでございますが、その一覧表についてはございません。

あとはもう言えるところは、財政指標は問題なく健全化であるというところで運営しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） まさにその数値化というところですね、数字として表れるところが非常に大事なんじゃないかなというふうに思うわけで、今、質問させていただいたんですけど、健全化判断比率では健全で、実質公債費比率も10点数%を毎年、今、継続しているわけですが、具体的な数値というのを出すともっと分かりやすいのじゃないのかなと、あと町民にも説明が付きやすいんじゃないかなというふうに私は思っています。

それと次の質問に行きたいと思うんですけども、契約制度とちょっと透明性について、（3）の質問の要旨に行きたいと思います。

まず今現在、多くの入札でプロポーザル、先ほど、町長も御説明ありましたとおりプロポーザルの要領をもって今、入札をしていることが非常に散見されるんですけども、基本的には先ほどおっしゃいましたとおり競争入札でやりますが、場合によっては、事業によっては、やはり効率がいいプロポーザルの審査において審査をされているということでもあります。

それについての質問なんですけど、プロポーザル審査における基準・配点・採点結果というのは今のプロポーザル審査において全て原則公開をされているのでしょうか、そこをお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

プロポーザルの結果につきましては、最上位の事業者が決定しましたという事業者の名前だけで公表いたしております。

配点あたりの透明性といいますか、のところの観点につきましては、プロポーザルの実施要項、募集をかけるときに配点基準等もお示しさせていただいておりますので、そこで透明性は図れているというふうに考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 現在、プロポーザル審査において非常に多くの自治体でプロポーザルの手法といいますか方法によって入札というか、やっておるところです。いろいろなところで見ると、やはりホームページ上で採点結果または審査項目、配点いろいろな基準、そういった細かい情報も載せているところもあります。

先ほど、町長がおっしゃったようにプライベートな部分といいますか、なかなか企業の中の情報であるとかそういったことについては原則公開はできないと思いますが、できる範囲での公開というのはできるんじゃないかなと。透明性という意味ですね。

今現在、いろいろなプロポーザルまたは指定管理等で全員協議会等で説明を受けてますけれども、いろいろなところの説明の中で企業提案額というのが出てくるんですね。企業提案額がそのままの契約額となる場合、企業、事業者の提案額がそのまま契約額となる場合、価格の妥当性というのはどのように検証しているのか、そこをお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

プロポーザルにおける最上位の業者と金額提示もあったところの総合トータルで判断いたして決めて契約の運びとなりますけれども、価格についても、最上位の業者と協議の上、調整といいますか、金額の交渉もさせていただいているところでございますので、あくまでもプロポーザルの中で、金額というのはあくまでも上限額でありまして、どうしても業者が取りたいところであれば、もうしっかりディスカウントして下げてくる状況でございますので、すみません、ちょっとお答えにならないかもしれませんが、しっかりそこら辺は協議の上、実施させていただいております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今の御説明を受けて、例えば、事業がプロポーザルで事業をされて、事業者と御相談をされて金額が増額した場合、そして、その競争、競争といいますか、ほかのプロポーザルの提案額よりもその金額が上がった場合というのも可能性としてはあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった場合というのはどのように対応するんでしょうか、そのプロポーザルにおいてですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

プロポーザルの最優先業者とのやり取りの中で、契約金額の提示額よりも上がるという想定はこちらのほうはしておりません。あくまでも私たちも公金を預かる立場でございますので、なるべく下げる努力はいたしますが、上がるというところの交渉は基本的には考えておりません。

○4番（荒木宏太君） もう一回いいですか。すみません。

○議長（高木洋一郎君） 続けてどうぞ。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 最後ちょっと、今、ちょっと内容がちょっとずれていたもので、もう一度話します。

他の事業者との金額の差異ですね。プロポーザルで決まった選定業者とそのほかのプロポーザルの業者が幾つかあった場合に、ほかのところの提案額をプロポーザルをしたところが、金額が上がった場合、今、そのお話をしております。

金額を超えた場合、そういった場合はどういうふうを考えるのか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、あくまでも契約金額上限額の設定でございますので、上がる可能性はございません。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 続いて、質問をちょっと変えたいと思いますけれども、今、先ほど、説明がございましたとおり経常収支比率についてお答えいただいたと思います。経常収支比率の改善目標、これについては設定をされているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

経常収支比率の設定、目標設定はございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 今回、当初予算でも非常に多くの事業、骨格予算ですけれども、非常に多くの事業が和木町で行われていると思います。こういった各事業において、成果指標ですね、目標、そういうのを設定しているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 4 項目めでよろしいですか。

○4 番（荒木宏太君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時22分

再開 午後 3 時23分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質問についてお答えいたします。

まず、個別具体的な事業の成果指標というものはございませんが、先ほどからの人口減少ですとかそういったお話がありました。

そういった中で町のほうでは、まち・ひと・しごとの総合戦略、これは人口減少に特化した計画、それからまたその上位の計画になります総合計画、それから各分野ごとでまた計画がございます。そういった計画の中で指標を設けてK P Iを設定したところで、毎年度、分析・評価を行いながら、それについてはまた公表しながら事業を進めていると。またこの事業についても、見直しを行いながらサイクル的に事業を展開していくということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 本当に大きな多くの事業をされていて一つ一つに細かい成果チェックや目標というのはなかなか厳しいところもあるかなと、事業をされてるので仕事の内容がまた増えるんじゃないかなという懸念もあるのでなかなか大変だと思いますけれども、でも、政策においてやはり成果チェック、またその事業の見える化というのは大事だと思うので必要だと思うんですね。

それと、事業を進めるに当たって事業の廃止とか縮小ということ、そういったことというのは明確に今、町として基準というのはあるのかどうか。

やめる基準とか、ないですか。そこをお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。スクラップの基準。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

事業の廃止、縮小あたりは、事業の達成度合いで縮小したり廃止したりはやっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 質問は、事業の縮小やスクラップをする際の基準はという質問でした。

執行部の再度の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 指標という数字的な定めはございませんけれども、一定の目標が達成できたら、廃止・縮小のところをやっているというところでございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 前回、他の議員の方もおっしゃってましたが、事業が非常に多くて、課によっては非常に仕事量が多いんじゃないかというお話も議会の中で前回ありました。

そういった中で、事業の効果とか成果とかそういったものをしっかりと見極めをして、続けるというのも大事なんですけど、やめる基準、始める基準はよくあるんですけど、やめる基準というのも持つことが健全化の基本じゃないかなというふうに思っています。

これを制度化するということは考えてないんでしょうか、やめる基準というのは。それだけちょっとお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず事業が増えているというお話でございます。

町民の皆様の安心安全を守るまちづくりだったり、地域の発展のために行っている事業でございます。多い・少ないという判断は皆様でさせていただければ結構なんですけども、町民の皆様のためにたくさんの事業を展開してサービスを提供しているというのが実情です。

繰り返しになりますけれども、指標として達成度合いを測る指標というのはございません。一定の住民満足度が上がったとか、その目的を達成したという判断した場合には、その事業の縮小・廃止について、お話を進めているところです。

指標を設けると、今後の政策の展開等のかせになる可能性もあるので、その指標の設定については慎重に判断していく必要があるかと考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 先ほどもお伝えしましたとおり、基本的にやはり住民サービス、町長もさっきおっしゃいましたね、住民サービスでやはり一番、和水町の町民の方々に暮らしを充実させるとか、町民の皆さんが本当によりよい暮らし、生活になるように、そして住みやすく、むしろ和水町に移り住んで、住みたいなと思うようなこの町にするために、そういう始める基準だけでなくやめる基準というのも設けてはどうかというお話をさせていただきました。

最後になりますけれども、制度としての財政規律について伺います。

5 年間の中期財政計画の毎年公表、一定額以上の債務負担行為への第三者の検証、大型事業における将来世代影響評価書の作成、基金最低水準ルールの設定、これらを制度化するお考えはないか、再度、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） ちょっと早かったので、もう一回。5 年間の中期財政計画。

○4番（荒木宏太君） すみません、もう一度いいですか。

5年間の中期財政計画の毎年の単年度公表ですね、これは5年間の財政計画を毎年、分かりやすく公表するということですね。

続いて、基準を定めて一定額以上の債務負担行為の場合の第三者の検証、考えられるか。

次に、大型事業において、将来世代の影響、さっきも言いましたとおり評価書、そういったものの作成は考えられるか。

最後に、基金の最低水準のルールですね。基金を財政調整基金だったらどのぐらいの額を確保、明文化して、町民にお伝えするのかどうか、数字的なものであるとかそういったものをお聞かせ願えればと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時32分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、5年間の中期財政計画の毎年の公表というお話でございます。

財政運営を行っていく中では、中長期的な財政運営の視点に立って財政運営を行っておりますけれども、現在、計画というものは設けておりません。先ほどの答弁と重なりますけれども、計画を立てて指標を定めようと、その財政のかせになる可能性もあるので、現在の社会経済情勢の動向とか、世の中様々変わっていくので、指標というものは現在もてはおりませんけれども、財政係が予算編成をしていく上では、中長期的な視点というのを当然、念頭に置いて財政運営をしているところです。

ですので、当然、中期財政計画は立てておりませんので、毎年の公表というのではないかと思います。

次の債務負担行為額、債務負担行為の一定額を超える場合の第三者の検証のお話ですが、第三者の検証とは違うかもしれませんが、一応、町が契約する契約業務については監査委員さんのほうで監査を毎年行っていると思います。第三者的な立場で監査をさせていただいておりますので、それがそれに該当するのかなと思います。

次に、大型事業の評価です。大型事業をした際のこれまた第三者の評価なのかな。

どの事業を、どの額から大型事業を指すのか私にはちょっと見当が付きませんが、当然、大型事業と言われるその金額がかかる事業をする前にまず計画段階の中で町としては運営計画を立てた上で事業の実施に入ります。

当然、事業の完了後についても、議員御指摘のとおり後で検証をしていくというのは必要だと

考えますので、額を定めることはございませんけれども、基本的には全ての事業について、検証というのはする必要があるというふうに考えます。

それと基金の額のお話ですかね。基金の額の最低額を設けなさいという話ですかね。

基金の額につきまして、多分、近隣自治体でそういったニュースが流れているのでそういったお話をされているのかと思いますけれども、現在、基金の額を明文化するというか、最低額を定めるつもりはございません。

毎年の財政運営において、財源が不足する場合には財政調整基金を活用して予算編成を行っているところです。そんな中で、財政調整基金を例えば、最低10億円は保っておく必要があるといったルールを定めてしまうと、当初予算の編成ができないといった状況になることも考えられますので、あえて具体的に金額等は示さずに、当然、中長期的な視点、繰り返しになりますけれども、それを視野に入れた財政の運営を行う必要があると考えています。

ちなみにではございますが、当然、近隣市町村の中では、和水町、財政調整基金も減債基金もそしてその他特定目的基金についても一番多い額を保っておるところです。しかし、その基金を有効に活用しながら、今後のまちづくりを、財政運営を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 和水町は合併から20年という節目を迎えました。これからこの先は決して平たんな道ではないと思います。人口減少、財政制約、地域間のバランスなど多くの課題があります。だからこそ菊水、三加和、それぞれのよさを大切にしながら、和水町としての一体感をさらに深めていくことが必要だと考えます。

議会是对立の場ではなく、よりよい答えを導くための議論の場です。時に厳しい意見もあるかもしれませんが、それは町民のためであり、将来の世代のためでもあります。

歴史を受け継ぎ未来をつくる、この20周年を新たな出発点として、次世代に誇れる和水町を築くためにも、私自身も引き続き、責任ある発言と行動を続けてまいります。

財政は今を生きる私たちだけのものではありません。未来の子供たちのものでもあります。将来世代に責任を持てる仕組みへ転換する覚悟が必要です。単年度主義から構造改革へ、町長の明確な見解を最後に求めて、私からの質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず議員の御発言にあった菊水町とか三加和町というのは、私はあまり意識していないというのが実情です。もう和水町として昨日の件もございますけれども、もう20周年たっていて旧町単位でどうだという話はもうやっていないというのが私の感覚でございます。

ただ、議員御指摘のとおり単年度収支だけではなく中長期的な視点に立った財政運営というのが一番大事になりますので、今後の和水町の未来のためにも、きちんとした財政規律の下、運営

をしまいにしたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、荒木議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日、明後日は各常任委員会において、令和8年度当初予算審査となります。6日金曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後2時35分

3 月 6 日 (金曜日)

第 2 日

1. 令和8年3月6日午前10時00分招集
2. 令和8年3月6日午前10時00分開会
3. 令和8年3月6日午前11時31分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 亀 崎 清 貴	2 番 千々岩 繁	3 番 木 原 泰 代
4 番 荒 木 宏 太	5 番 白 木 淳	6 番 齊 木 幸 男
8 番 竹 下 周 三	9 番 秋 丸 要 一	
11 番 坂 本 敏 彦	12 番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

10 番 笹 渕 賢 吾

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	有 働 和 明	書 記	倉 掛 裕 美
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	副 町 長	藤 本 麻 衣
教 育 長	米 田 加奈美	総 務 課 長	坂 口 圭 介
まちづくり課長	野 田 敏 治	地域振興課長	鍋 島 忠 隆
建 設 課 長	牧 野 秀 彦	税 務 課 長	中 嶋 啓 晴
住民環境課長	上 原 克 彦	デジタル行政推進課長	大 山 和 説
保健子ども課長	永 田 雅 裕	福 祉 課 長	新 木 隆
農林振興課長	益 永 浩 仁	農業委員会局長	中 山 寛 久
学校教育課長	中 原 寿 郎	社会教育課長	樋 口 恭 子
特養施設長	前 渕 康 彦	病院事務部長	石 原 康 司
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

- | | | |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第11号 | 和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について |
| 日程第2 | 議案第12号 | 和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 和水町税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 |

の制定について

日程第5	議案第15号	和水町火入れに関する条例の一部改正について
日程第6	議案第16号	和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について
日程第7	議案第17号	令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）
日程第8	議案第18号	令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）
日程第9	議案第19号	令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第20号	令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第21号	令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第22号	令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第23号	令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第14	議案第24号	令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第15		令和8年度当初予算審査報告について
日程第16	議案第25号	令和8年度和水町一般会計予算
日程第17	議案第26号	令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第18	議案第27号	令和8年度和水町介護保険事業会計予算
日程第19	議案第28号	令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第20	議案第29号	令和8年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第21	議案第30号	令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第22	議案第31号	令和8年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第23	議案第32号	令和8年度和水町下水道事業会計予算
日程第24	議案第33号	令和8年度和水町病院事業会計予算
日程第25	議案第34号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
日程第26	議案第35号	財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）
日程第27	議案第36号	和水町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第28	議案第37号	工事請負変更契約の締結について
日程第29	同意第1号	教育委員会委員の任命について
日程第30	発委第1号	和水町議会委員会条例の一部改正について
日程第31		地域公共交通検討特別委員会結果報告について
日程第32		閉会中の継続調査について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となります。

日程第1 議案第11号 和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 議案第11号「和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号「和水町職員等の旅費に関する条例の全部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第12号 和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号「和水町複合型ワークスペース設置及び管理に関する条例の制定について」は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号 和水町税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第13号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号「和水町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第14号「和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号「和水町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 和水町火入れに関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第15号「和水町火入れに関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号「和水町火入れに関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第16号「和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号「和水町立小中学校屋内運動場照明設備等使用料条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第17号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第8 議案第18号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第19号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第20号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号 令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第21号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和7年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第22号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第22号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第23号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第23号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第24号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第24号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第15 令和8年度当初予算審査報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15「令和8年度当初予算審査報告について」を議題とします。
各常任委員会において慎重な審査がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。
最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 秋丸議員

○総務文教常任委員長（秋丸要一君） 皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

総務文教常任委員長の秋丸要一です。ただいまより令和8年度予算審査報告をいたします。

令和8年3月3日と4日の2日間、総務文教常任委員5名にて総務文教常任委員会所轄の担当課であるデジタル行政推進課、議会事務局、住民環境課、学校教育課、まちづくり課、会計室、社会教育課、地域振興課、税務課、総務課の順に関係資料等を基に、関係課長等の説明を求め審査を行いました。

審査の結果、議案第25号「令和8年度一般会計予算」議案第26号「国民健康保険事業会計」議案第29号「春富財産区特別会計」議案第35号「後期高齢者医療事業会計」の4件、いずれも全会一致により承認いたしました。

総務文教常任委員会の審査は多岐にわたり、10の課と3つの特別会計が審査対象になっております。予算ベースでは予算総額の約70%に当たります。今回は骨格予算に成っていますが、委員からの意見を含め、審査内容について一部を御報告いたします。

まず、地域振興課です。

予算総額1,218万7,000円。主な事業主な事業は支所の管理経費623万9,000円。

春富財産区特別会計予算総額67万4,000円。主な事業として、令和7年度は運営管理の方向性について調査をなされております。令和8年度までに結論を出す予定で、現在、財産区の収入が右肩下がりです。存続が課題となっています。

住民環境課の一般会計です。

予算総額7億6,411万円、前年対比3,934万円の減です。主な新規事業として戸籍法の一部改正につき振り仮名法制化システム改修費用448万円です。

委員の意見として「危険家屋を含む空き家の実態調査は把握しているのか。また、対策はできているのか」ということです。

次に国保事業会計です。

予算総額13億1,564万5,000円、昨年対比460万円の増です。

後期高齢者医療事業会計です。

予算総額2億2,293万9,000円、昨対比1,473万円の増です。

意見として「後期高齢者の人間ドックの補正内容について、これは年1回2万5,000円の補助となる」ということであります。

まちづくり課です。

予算総額23億7,086万5,000円、昨対比5,278万4,000円の増です。これは全体の24.3%に当たります。

費用面では、企画費21億589万円、主にふるさと納税に関する費用が約19億円です。次に商工総務費が9,321万円、企業誘致推進に関する費用が4,256万円、観光費が9,615万円、観光PR事業が1,840万円ほかとなっております。

主な事業として、路線バス維持確保事業2,704万円、お出かけ交通事業3,268万円、次にサテライトオフィス等の企業誘致支援事業委託料が3,790万円、新規事業といたしましては、肥後民家の山野家体験施設再生企画検討業務が346万1,000円、人材発掘ビジネス創出支援業務が480万円、販売力向上支援業務、新たな販売方法や販路拡大の支援等に1,100万円、複合型ワークスペースの運営管理に関する委託料が891万円です。

意見といたしましては、水質検査の項目でPFASとPFOSが追加され増額になったが原因調査まで行うのか。

次に、協力隊の仕事の役割と分担の内容についてです。

お出かけ交通事業の1日単価の増額になっているが、アプリなどの活用でシステムの簡素化と資金の効率化を要望。旧春富小ワークスペースに加工品の製作スペースを作れないか。高圧設備の改修工事とあるが、ほかの公共施設に残存がないか調査が必要だということでもあります。

次に、学校教育課です。

歳入総額は2,791万5,000円、昨対比2,220万5,000円の減であります。新規事業としまして、国の政策で小学生の給食費相当が補助となります。月額5,200円の11か月分です。1人600円程度が町負担となります。

歳出予算総額5億3,602万5,000円、昨対比1億4,990万円の減です。主な新規事業といたしま

して、小中学校ネットワーク機器更新工事が2,530万円、スクールバス運行業務委託料が6,335万6,000円、これは継続で債務負担行為になります。菊水が3,065万8,000円、三加和小が3,269万8,000円です。次に、英語教育支援事業委託料733万4,000円、中学校の支援まで行うということです。

次に社会教育費です。

歳入総額は1,671万1,000円、昨対比1,496万3,000円の減です。

歳出予算総額は2億2,314万3,000円、昨対比1億2,115万3,000円の減です。主な新規事業といたしましては中央公民館の出退勤務管理システムの更新工事費用他が80万1,000円、秀島版画賞が12万円、災害復旧事業報告書作成支援業務委託料が754万1,000円です。

意見といたしましては、「手すき和紙の就労時給についての町の考え方はどうか」「地域未来塾の存続について」「秀島作品の今後の管理方法と基金創設等の考えについて」「第2グラウンドの賃貸借契約の見直しが必要」という意見がありました。

次に、会計室です。

歳入予算総額3,290万4,000円、昨対比1,082万9,000円の増です。利子及び配当金であります収入は、金利の上昇で増額となっています。

歳出予算総額は1,668万9,000円、昨対比384万6,000円の増です。主な歳出は、委託料が696万4,000円、これは肥後銀行への会計業務委託料505万8,000円、それと負担金、肥後銀行への支出経費が326万5,000円です。

次に議会事務局です。

予算総額8,575万4,000円。主な歳出は、議会議場設備一式リース料が337万5,240円、旅費が302万5,000円、128万円の増です。

意見として、「旅費の中でバス代等が高騰につき、予算の増額はできたか」とそれと「監査委員の日当額の見直しを検討してはどうか」という意見が出ました。

次に総務課です。

歳入予算総額は9億5,887万5,000円を見込む、対前年比794万円の減です。8.2%減収しています。収入財源の約9.8%になります。

歳出予算は1億1,285万4,000円、対前年比は1,663万9,000円の増です。

意見としては「航空写真合同撮影負担金の算出根拠について」であります。

次にデジタル行政推進課です。

歳入予算総額は8,197万4,000円、主にデジタル基盤改革支援補助金です。

歳出予算総額2億1,574万円、対前年度比786万2,000円の減です。主な事業といたしましては、システム標準化対応業務委託料が3,582万9,000円、データ関連部分のシステム改修費が1,980万円、ネットワーク管理業務が2,769万2,000円、情報端末機管理業務2,493万3,000円。

委員の意見といたしましては、「和水アプリなどの活用実態について」「庁舎の226台のPCの更新内容について」とそれと「和水LINEの登録数とスマホ講習の実態について」意見が出ました。

最後に総務課です。

予算総額20億2,945万5,000円、全体の20.8%になります。総務課とまちづくり課を合わせると全体の約45%を占めております。主な事業としまして、本庁3階のLED照明工事が1億725万円、消防活動費の新調費が1,684万1,000円、防災マップの作成費が3,850万円、耐震性貯水槽の整備工事費が3か所で3,892万円です。

意見といたしましては、「ストレスチェックの増額の根拠について」「LED照明工事更新の終了時期はいつか」また「三加和支所のLED化はあるのか」次に「ガードレールや防犯灯の申請数と対応について」意見が出ました。

長時間になりましたが、以上で総務文教常任委員会の令和8年度予算審査の報告を終わります。

○議長（高木洋一郎君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 木原議員

○厚生建設経済常任委員長（木原泰代君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

厚生建設経済常任委員長の木原泰代でございます。当委員会に付託されました令和8年度当初予算審査の報告をいたします。

令和8年3月3日、4日の両日、本庁3階会議室において審査を実施いたしました令和8年度の一般会計、特別会計の簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計について、全会一致で承認をいたしました。

各課の報告をいたします。

まず、農業委員会です。

農業委員会は、農業委員会事務経費、農業委員及び農地利用最適化委員の活動費、農地利用の最適化を推進する事業に3,314万円の予算が計上されております。「遊休農地の把握、農地貸し借りの支援、必要に応じ非農地の判断を行っている」との報告がありました。「今後も地域の農地を守るための支援をお願いしたい」との意見が出ました。

続きまして、農林振興課について報告をいたします。

農林振興課では、22の事業を行うため2億757万円が計上されております。主な事業として、農業生産条件の不利な中山間地域等において、農地維持管理の活動に対して交付される中山間地域等直接支払交付金事業、地域資源である農地・水路・農道の保全管理を図る共同活動に対して交付される多面的機能支払交付事業、その他有害鳥獣被害対策事業、森林経営管理促進事業等の予算が計上されています。「中山間地域直接支払交付金事業は、高齢化により54集落数から50集落数と減少している」との報告がありました。「多面的機能支払交付事業については、交付金申請手続が複雑なこともあり、支援の在り方を検討してはどうか」という意見が出ました。

続きまして、建設課所管の予算審査の報告をいたします。

玉名八女線など5路線の熊本県事業に対する負担金、牧野小田線をはじめとする町道の維持管理や整備、178の町道橋や町が管理する48河川の維持管理など、町民の安全安心な暮らしのため

の事業は計画され、その財源として国・県の補助金、有利な地方債を活用しての予算計上がなされています。

建設課に関する総予算は6億299万円です。その事業の一つに、菊水ロマン館裏にかかる若園橋は老朽化のため解体のための予算が1億2,000万円で計上されています。

簡易水道事業会計は12の集落に給水しており、供用開始から36年が経過し、施設設備の老朽化や管路の更新が必要な時期を迎えるため、計画的な更新を実施し安全安心な水道水の安定供給に努めていくとの報告がありました。有機フッ素化合物について、令和8年度から3か月に1回検査を行っていくとのことでした。

公共下水道事業では、浄化センター紫外線装置更新工事等の予算、生活排水事業では26基の浄化槽の設置が計画されています。「生活排水事業において、和水町は浄化槽設置のための財源支援が積極的に行われておりますが、このことは移住定住のアピールポイントではないか」という意見が出ました。また、審査過程において、「建設課の業務は土木や公営企業という専門的知識を必要とする部署であり容易に引き継ぎができないため、中長期的な業務継続継承計画を立てていく必要があるのではないか」という意見が出ました。

続きまして、保健子ども課について報告をいたします。

保険こども課は、積極的な子育て支援策を継続するため、多くの交付金事業を活用し予算が計上されています。保育所等への財政支援が4億2,405万円、放課後児童健全育成事業6,549万円、児童手当給付事業1億8,401万円、神尾保育園の運営経費4,920万円です。

令和8年度も和水町こども計画を基に、子育てしやすい環境づくりのための事業を行っていくとの報告がありました。保育士確保のための予算の活用で、私立保育園の人材確保が進んでいるとの報告がありました。神尾保育園の園児数は減少傾向ですが、ゼロ歳児の受入れのニーズが多く、それに対応しているとの報告もありました。

保健予防関連では、予防接種事業6,251万円、住民検診事業2,430万円が計上されています。「和水町は、各種健診等の受診率が高く自己負担も少なく健診が受けられます。さらなる健診保健事業の充実に努め、予防可能な生活習慣病の発症と従者重症化予防につなげてほしい」との意見が出ました。

続きまして町立病院について報告をいたします。

令和8年度の業務予定として、入院患者数を1日平均73人、1日平均外来101人、併設の健康管理センター居宅介護事業所、訪問看護ステーション事業と合わせ12億3,028万円が予算計上されています。

病院の経営状況については、給与改定や物価高騰での費用の増加により厳しい状況ではありますが、令和7年度から病院事業収益の50%ほどを占める入院収益が入院患者数の増加とともに着実に伸びてきている状況とのことでした。令和8年度はきくすい荘の指定管理業務開始により医療体制環境の変化が見込まれていますが、令和5年度策定の病院経営強化プランに定めてある経営指標に係る数値目標の体制を目指して、全職員一丸となって取り組んでいくとの報告がありました。

福祉課について報告をいたします。

福祉課では、高齢者福祉から介護保険、障害者、生活困窮者に関することを含め、安心安全に暮らせるまちを実感していただけるような各種事業の予算が計上されております。介護や障害のある方への給付事業が増加傾向にあり、そのための予算を計上したとのことでした。

令和8年度は10期の介護保険計画の策定の年です。保険料を支払って受けるサービスがないということがないように取り組んでいくとの報告を受けました。

「今後、さらなる高齢化の進行と人口減少による支え手不足という厳しい状況が予測されることから、生活習慣病の重症化予防、介護予防事業等を積極的に展開していただきたい」との意見がありました。単位老人クラブの数が激減しており、会員以外の支援の在り方についても検討していくとの報告がありました。

最後に、特別養護老人ホームきくすい荘の報告をいたします。

令和8年、きくすい荘は大きな節目を迎えます。施設の建て替えは現在、順調に進捗しており、12月4日に新施設への引っ越し、供用開始、社会福祉法人ゆうき会への経営移行が行われます。令和8年度の特別養護老人ホームきくすい荘の運営、令和8年の建設工事、令和8年12月の供用開始に向けスムーズな移行ができるよう、引き継ぎのための人件費、介護の質の向上を図るための人材教育、入所者見守りのためのICT導入等、総額23億523万円の予算が計上されております。新設への移行に向けた取組をしっかりと行っていくとの報告がありました。

以上、厚生建設経済常任委員長の報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、令和8年度当初審査についてを終わります。

日程第16 議案第25号 令和8年度和水町一般会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 6番、齊木です。42ページ、2款1項8目12節の使用料及び賃借料、ガバメントクラウド使用料並びに41ページ、これは12委託料、システム標準化連携対応業務委託料、これの説明をお願いします。

また、ガバメントクラウド使用料のうちシステム構築段階で生じる1,943万3,000円についてはデジタル基盤改革支援機構、全額措置されるという見込みというふうな説明がありますが、残額の789万6,000円、これは町の独自財源か、どういう支出になってるのか、こここのところの御説明をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

大山デジタル行政推進課長

○デジタル行政推進課長（大山和説君） ただいまの御質問にお答えします。

まず総合行政システムの標準化こちらのお話なんです、こちらのほう、すみません、少しお時間いただけますか。

○議長（高木洋一郎君）　しばらく休憩します。

休憩　午前10時39分

再開　午前10時42分

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

大山デジタル行政推進課長

○デジタル行政推進課長（大山和説君）　齋木議員の質問にお答えをいたします。

ガバクラのシステム使用料につきましては、歳入のほうも国のほうからございますので、先ほど言われておりました七百数十万円、こちらのほうは今のところ一般財源のほうでの対応というようなことになります。

システム標準化のシステムの連携につきましては、今後、各システムそれぞれ新しいものに変わっていきますので、その連携の部分を構築するということになっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君）　ほかに質疑ありませんか。

6 番　齋木議員

○6 番（齋木幸男君）　説明がありました令和8年12月予定の標準化に対応するということで国の措置でやってるということですが、考えると令和8年度は現在のシステムとこの新しいシステムが同時並行で進んでるんじゃないかと。ということは、二重に経費も出てるんじゃないかと。

また、言われたこの措置されない789万6,000円は一般財源というふうな感じでおっしゃいましたが、これも国に措置してもらうように強く要望するのが町の姿勢じゃないかと思いますので、この措置されない789万6,000円も国のほうで措置していただくというふうに意見すべきじゃないかということで質疑しますが。

○議長（高木洋一郎君）　執行部の答弁を求めます。

大山デジタル行政推進課長

○デジタル行政推進課長（大山和説君）　御質疑にお答えをいたします。

まず、既存のシステム、それから標準化になった後のシステム、こちらのほうは同時に使うものではございません。今のところ令和8年12月に新しく標準化のほうに切り替わりますが、それまでは既存のシステム、もうずっと使っていきます。それ以降に新たなものに。要するに12月の何日かというところで切り分けをしてスタートするということです、二重に使用するようなことはございません。

また2つ目の財源のお話なんです、今こちらのほう、全国での町村会、それから知事会等々でそういった要望をなされておまして、最終的に国のほうが面倒を見るような方向性も議論が

あっているという状況です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） 4 番、荒木です。1 点だけ質疑をさせていただきます。

少し確認なんです、基金でこれまでずっと子育ての支援基金のうちにわくわく子育て応援金を活用していたと思うんですけども、今回、当初予算にこれが入っていないように思うんですけども、確認なんですけれども金額、そこはわくわく子育て応援金というのが今、入っているのかどうか、当初に入っているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質疑についてお答えいたします。

例年 9 月の決算をもちまして子育て支援基金の積立額の補正のほうで予算計上しております。ですので当初予算では計上していないということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） そうしましたら入学祝い金という形に今までなっておりますので、これまで例年、期待をされている町民の方々、次はもらえるんじゃないかなというお声とかあると思うんですけど、今のところは当初予算に入っていないという認識で、今後の状況次第といいますか、補正とかそういったことになるという認識でよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質疑についてお答えいたします。

基金の積立額はありますので、あくまで基金の残高のほうで使用していくということになります。

○議長（高木洋一郎君） 荒木議員の質疑は、歳出として入学お祝い金の支出は予算計上しているかという質疑です。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質疑についてお答えいたします。資

料確認に時間がかかり大変申し訳ありませんでした。

まず、予算書の25ページ、こちらの子育て支援基金繰入金ということで、2,572万8,000円を予算計上しております。この中にはわくわく子育て応援金のほうは含まれておりませんで、この分につきましては政策的経費となりますので、6月の補正で予算計上したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号「令和8年度和水町一般会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第26号「令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号「令和8年度和水町国民健康保険事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 令和8年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 議案第27号「令和8年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号「令和8年度和水町介護保険事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第28号「令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号「令和8年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 令和8年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第29号「令和8年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号「令和8年度和水町春富財産区特別会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第30号 令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第30号「令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号「令和8年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第31号 令和8年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 議案第31号「令和8年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号「令和8年度和水町簡易水道事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第32号 令和8年度和水町下水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 議案第32号「令和8年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号「令和8年度和水町下水道事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第33号 令和8年度和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「令和8年度和水町病院事業会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第35号 財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「財産の無償貸付の変更について（菊水ロマン館駐車場）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第36号 和水町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27 議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 1 点少しお伺いさせていただきたいと思います。

今回、和水町過疎地域持続的発展計画を策定するに当たって何点か削除をされていかれると思います。全員協議会のときにもお尋ねさせていただいたんですけど、再度、同じところで御質問させていただければと思います。

今回、削除される項目の中に中山間地域総合整備事業ですとか農地集積等々の農業に関する分野が削除されるというふうな形になってるんですけども、この計画を定められる5年間の間に、例えば、住民の要望であったりとか、また国の動向、また町の施策等で変わっていく場合はどのような形でこの辺、追加になるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの亀崎議員の御質疑についてお答えいたします。

まず本計画は令和12年度までの5か年間を見据えた計画になります。当然、予期せぬ社会情勢の変化には柔軟に対応していく必要があると認識しております。計画の変更が生じた場合は、県と適正な手続を進めながら計画の柔軟な変更を行っていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありますか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 県と柔軟な対応を取っていかれるということでほっといたしました。

農地集積も多かったですね、町内進めていただいてきてはおるんですけども、再度やはり見直しの時期に来ているのかなというふうに感じているところだったところでございます。ぜひそういった声が寄せられた際は柔軟に対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「和水町過疎地域持続的発展計画の策定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第28 議案第37号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「工事請負変更契約の締結について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第29 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（高木洋一郎君） 日程第29 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 同意第1号 和水町町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

和水町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 和水町津田2214番地3

氏 名 陶山三千也氏でございます。

生年月日 昭和32年2月4日生まれ、現在69歳でございます。

令和8年3月2日提出 和水町長 石原佳幸

提案理由でございます。

教育委員会委員を任命するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

補足を申し上げます。

陶山氏はこれまで日本体育学会をはじめ日本水泳連盟、日本身体障害者水泳連盟などで御活躍されスポーツの普及振興に尽力されておられます。現在は福岡大学、福岡女学院大学、九州看護福祉大学において、非常勤講師として教壇に立っておられるほか、熊本県水泳協会の副会長として活躍しておられます。

また、和水町教育委員として平成31年4月から2期にわたり在任し、高潔な人格で専門的知見を本町の教育振興に生かしていただいております。

よって、引き続き、3期目の再任について議会の同意を求めるものでございます。

以上になります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号「教育委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、同意1号は同意することに決定しました。

日程第30 発委第1号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第30 発委第1号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 竹下議員

○議会運営委員長(竹下周三君) 議会運営委員長の竹下でございます。

発議第1号 和水町議会委員会条例の一部改正についてまして、提案理由の説明を行います。

和水町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由の説明を申し上げます。

常任委員会が所管する業務の標準化を図ることや広報広聴常任委員会を新たに新設するために、和水町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

これがこの条例案を提出する理由であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第1号「和水町議会委員会条例の一部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第31 地域公共交通検討特別委員会結果報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第31「地域公共交通検討特別委員会結果報告について」を議題とします。

この地域公共交通検討特別委員会は、令和7年9月定例会で設置され調査が終了しました。

本件について、委員長の報告を求めます。

地域公共交通検討特別委員会委員長 亀崎議員

○地域公共交通検討特別委員会委員長（亀崎清貴君） 議長のお許しをいただきましたので、地域公共交通検討特別委員会の調査計画について御報告申し上げます。

まず初めに、本町の人口は平成18年3月合併時1万2,430人から令和7年12月末には8,884人まで減少しており、高齢化率も33%から44.4%と上昇しています。

近年の急速な少子高齢化の進展により地域公共交通の維持に困難が生じていることを踏まえ、町内の地域公共交通状況、将来にわたる地域公共交通の使いやすさ、サービスなどの最適化を考慮し、地域公共交通の在り方を検討するため、令和7年9月定例会において地域公共交通検討特別委員会を設置いたしました。

本委員会は委員10名で構成し、これまで計8回の委員会を開催、国や県をはじめ本庁関係各課など関係機関からの講演聴取、和水町共創プラットフォーム協議会の傍聴、さらには、県内でも公共交通の先進地といわれる高森町へ視察研修を実施するなど、鋭意、調査検討を重ねてまいりました。

その結果、令和8年2月19日に開催いたしました第8回特別委員会において委員9名が出席し、本報告書は委員長を除く出席委員8名全員の賛同を得て決定されたものであります。すなわち、本提言は、委員会の総意であり、重みのある結論として本議会に提出物とするものでございます。

その結果を踏まえ、次のとおり決定いたしましたので、和水町議会会議規則第77条の規定によ

り報告いたします。

まず初めに、地域公共交通の概要についてでございます。

本町では現在、路線バスの補助による運行維持、乗合タクシー「あいのりくん」事業、町立病院へのケアバス事業、スクールバス事業、タクシー利用助成事業などが複数の施策を組み合わせ、町民の移動手段確保に努めております。

しかしながら、利用者減少や財政負担の増加、利用条件の制約など、各事業ともに課題を抱えております。今後さらに人口減少と高齢化が進むことを踏まえると、従来の枠組みのままでは十分な対応が困難になることが懸念されております。

次に、地域公共交通の現状と今後の方向性に関し、提言をさせていただきます。

3点について整理させていただきました。

まず1つ目に、背景と課題認識についてでございます。

本町における地域公共交通は町民の日常生活を支える重要な社会インフラであり、特に高齢者や子供、運転できない住民にとって欠かせない移動手段であります。

一方で、人口減少や高齢化の進展、利用者数の減少等により、路線バスをはじめとする公共交通事業の維持は年々厳しさを増しています。

これまで本町では、路線バスへの補助、「あいのりくん」事業、ケアバス事業、スクールバス事業、タクシー利用助成など、複数の施策を組み合わせ、公共交通手段の確保に取り組んできました。

しかし、今後さらに進む少子高齢化を見据えると、従来の延長線上だけでは十分に住民ニーズへ対応できないことが懸念されます。本提言は、全ての施策を一度に拡充することを目的とするものではなく、限られた財源の中で公共交通を持続可能な形で維持していくために、今後の方向性と優先順位を整理するものであります。

2つ目に、各交通政策の方向性についてであります。

本委員会では、全ての施策を一律に拡充するのではなく、持続可能性、優先順位を明確にすることが重要であるとの認識に立ち、以下の方向性を整理いたしました。

まず初めに、路線バスについてであります。

路線バスは、町民生活に不可欠なインフラであり、今後も町の責務として維持継続すべき基幹交通と位置づけます。利用実態や住民ニーズを踏まえた運行ダイヤや路線編成の見直しを行い、利便性の確保を図りながら維持可能な運行体制について、引き続き、検討を進める必要があります。

次に、「あいのりくん」事業についてであります。

ドアツードア型の移動手段として高齢者や免許返納者にはニーズが高く、登録者、利用者ともに増加傾向であります。

一方で、運行時間や曜日、予約制などの制約が利用者ニーズと合致していない面もあることから、利便性向上に向けた運行条件の見直しや乗降場所の柔軟化などを検討する価値が高い事業であります。

次に、ケアバス事業についてであります。

ケアバスの運行時間の空き時間を利用し、町民全体の移動手段としての活用可能性やコミュニティバスの役割について整理する必要があります。

次に、スクールバス事業についてでございます。

スクールバスは児童の安全確保が最優先であるため、空き時間の活用や児童、住民との懇情など慎重な判断が必要であり、調査研究対象としての位置づけとしておくことが適当であると考えております。

次に、タクシー利用助成事業についてであります。

高齢者や移動困難者の重要な移動手段であり、「あいのりくん」事業との利用条件や料金体系の整理を行いながら、対象者拡充や助成方法の見直しについて検討する余地があります。

最後に3つ目、今後の検討の方向性についてであります。

路線バスの維持、利便性向上に向けた検討、「あいのりくん」事業の利便性向上、ケアバス事業は、「あいのりくん」事業との役割分担や連携の可能性を含め、事業の位置づけを明確にしていくことが望ましい。

タクシー利用助成事業の制度整備と拡充可能性の検討、併せて将来的な人口構造の変化を見据え、既存事業者との連携、新たな事業、手法、広域連携、財源確保についても段階的に検討を進める必要がある。

最後に結びに、地域公共交通は単なる移動手段にとどまらず住民の生活の質や地域コミュニティを支える基盤であります。誰もが安全安心に移動できる環境を将来世代に引き継ぐため、現実的な優先順位と持続可能性を重視した議論を進めていくことを求め、本提言とさせていただきます。

最後に、移動できなくなったとき人は社会から孤立します。移動を守るとは暮らしを守ること、暮らしを守るとはまちの将来、未来を守ることにはほかなりません。本町の公共交通を縮小の議論で終わらせることなく、持続可能な再構築の議論へと進めることを切に願っております。

議員各位、そして執行部におかれましては、本提言の趣旨を十分、御理解いただき、実効性のある施策へと具体化されることを強く求め、委員長報告とさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、「地域公共交通検討特別委員会結果報告について」を終わります。

日程第32 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第32閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました。申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(高木洋一郎君) これで本日の日程は全部終了しました。

令和8年第1回定例会を閉会するに当たり、一言、挨拶申し上げます。

議員各位には、3月2日の開会以来、5日間にわたり、真摯に御審議をいただき、ありがとうございました。本日ここに無事閉会の運びとなりました。町長をはじめ担当職員の皆様の丁寧な対応のたまものと衷心から御礼を申し上げます。

今定例会は、私ども議員にとりまして任期最後の議会でした。私たち和水町議会議員として、令和4年3月の選挙で当選し、早いもので任期も残りひと月となりました。この4年間、住民の代表としてその負託に応え、議員の職責と議決機関の使命を果たすことができましたことを、ともに喜びとするところであります。

さて、町長以下執行部職員の皆様方には任期中大変お世話になりました。これまでの真摯な御対応に深く御礼を申し上げますとともに、さらなる町の発展と住民福祉の向上のために一層の御努力をお願いを申し上げます。

最後に、私こと和水町議会の6代目議長と推挙され、こんにちまで議長職を務めさせていただいたことは、ひとえに議員各位、執行部の皆様の御協力のたまものであり、ここに深く感謝を申し上げ、任期最後の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和8年第1回定例会を閉会します。慎重審議大変、御苦労さまでした。ありがとうございました。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員